

28 地方消費税の清算基準について

(総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

引上げ分の地方消費税の清算基準について、社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯に鑑み、地方の社会保障経費との相関の深い高齢者人口や若年者人口等を用いたものとする。

【現状と目標】

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県において清算を行っています。そして、その清算基準は、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額といった統計数値と、これら統計数値によっては正確に都道府県別の最終消費を把握することができないことを考慮し、代替指標として「人口」「従業者数」を一部に使用することとなっています。

しかし、地方消費税の引上げ分は、社会保障に要する経費に充てることとされており、当該経費は高齢者人口や若年者人口等に比例して増加すると考えられることから、その用途に見合った清算基準とする必要があると考えます。

【本県の取組と課題】

本県では、現行分の清算基準の考え方から、県内での消費をPRするとともに、本県ホームページや広報紙を通じて、県内での消費を促すような消費者向けの啓発に取り組み、税収の増加を図っていく考えです。

今般の「社会保障・税一体改革」において、引上げ分については社会保障財源とされましたので、より社会保障に係る需要に応じた財源配分とする必要があります。

2 9 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下のことを行うこと。
 - (1) 国における早期の制度化
 - (2) 制度化されるまでの間の十分な財政措置
- 2 窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止
- 3 特定疾患治療研究事業の法制度化と、都道府県の超過負担を解消するための十分な予算の確保

【現状と目標】

本県内の市町では、子どもや障がい者、ひとり親家庭等にかかる医療費の無料化が実施されています。

なお、医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付方式）は住民から要望があるものの、実施にあたっては、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることもあり、県内では行われておりません。

また、特定疾患治療研究事業は、国が全国的な制度として設立したものであり、治療が極めて困難な上、長期の療養を要し、かつ、その医療費が高額となる特定疾患患者の経済的負担の軽減と安心を確保するために、その医療費の自己負担分を国と県で助成しているところです。

本県としては、引き続き医療を必要とする人々の経済的負担を軽減し、安心を確保することを目標として医療費助成を行うこととしています。

【本県の取組と課題】

本県では、子どもや障がい者、ひとり親家庭等にかかる医療費助成を行う市町に対して県費助成をしており、子どもに対する助成については平成24年9月から小学校6年生まで助成を拡大することとしています。財政負担が大きい状況です。誰もが安心して適切な医療が受けられるためには、国における制度改正が必要です。

そのほか、特定疾患治療研究事業については、国庫補助要綱に規定する補助率は2分の1ですが、国の実質的な負担率は4分の1程度にとどまり、県が超過負担分（平成22年度実績約4.2億円）を負うこととなり、本県財政を圧迫しています。

国においては、平成24年度に関連予算を増額するとともに、平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による増収分の一部を超過負担解消の財源とし、一定の改善が図られているところです。

今後、国が示した「早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費の確保と、法制度化による制度の安定化が求められます。

【資料1】国が本来負担すべき特定疾患治療研究事業の補助金額の最近の削減状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県の超過負担額	2.7億円	3.2億円	3.3億円	4.3億円	4.2億円
削減率	42.3%	44.8%	42.9%	52.1%	49.2%

30 障がい者施策を充実するための財政措置等

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「障害者総合支援法」の施行にあたっては、当事者の意向を十分反映するとともに、地方自治体との十分な協議の場を確保し、地方に必要な財源措置を講じること。
- 2 障がい福祉サービスの費用については、利用者負担を一層軽減するとともに、良質な人材の確保や事業所の経営安定化を図るため、施設等の人件費や運営費などの固定的経費にかかる部分は「月額払い制」として取り扱うなど、適正な報酬基準を設定すること。
- 3 障がい者雇用の質を確保するための法改正や「社会的事業所^{*1}」等の就労系事業に関する試行事業を早期に実施すること。
- 4 障がい者に対する医療費助成の国庫補助制度を創設すること。
- 5 短期間に制度改正が連続するため、当事者、事業者、地方自治体に混乱が生じないように、円滑な制度実施に向け地方との十分な協議及び地方への十分な説明等を行うこと。

【現状と目標】

本県の民間企業における障がい者実雇用率は1.51%(全国順位:46位、平成23年度)、福祉的事業所における月額工賃も12,477円(全国平均:13,079円、平成22年度)となっており、依然として障がい者の就労環境は厳しい状況にあります。

県では、障がい者の福祉的就労の場の確保のために、共同受注窓口^{*2}の運営などを行っているところです。

そのほか、障がい者が地域で自立した生活を送るためのグループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場などの基盤整備や市町が実施する障がい者に対する医療費助成制度を支援しています。

また、相談支援体制の整備と良質な障害福祉サービスの提供を図るため、福祉人材の養成と資質向上に向けた取組を進めていくこととしています。

【本県の取組と課題】

本県においては、平成24年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、グループホームの整備や日中活動の場の確保などの既存事業の推進や相談支援体制の充実のほか、新たに実雇用率を高めるための取組(特例子会社や社会的事業所の設置支援)などを行うこととしていますが、厳しい財政状況の中、事業実施に向けた財源確保が困難な状況です。

また、平成24年度に、障害福祉サービス費用(報酬)の引き上げ(+2%)が行われたところですが、まだまだ、人材確保や事業所の経営安定化のために必要な経費が保障されている状況ではありません。

あわせて、障害者総合支援法の施行にあたっては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の内容が十分に反映されているとはいいがたく、多くの

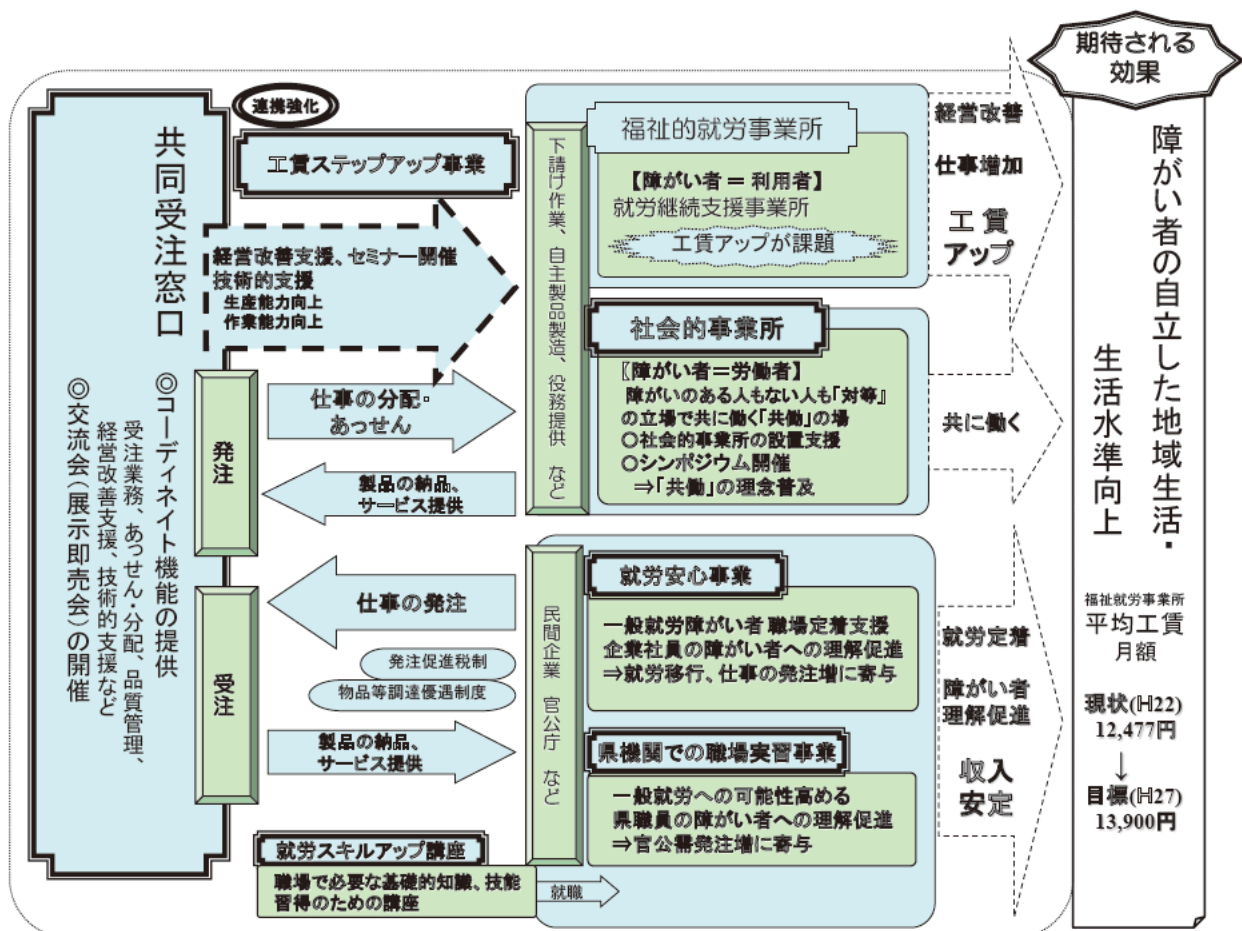
部分が今後3年間の検討に委ねられており、財源の確保も不透明な状況です。地域の実情に応じた取組が進められるような十分な財源の確保が必要とされています。

そのほか、十分な周知期間も無い中で、平成24年4月に障害者制度改革に基づく児童福祉法等が改正されたことにより、地方ではその対応に追われ、介護現場等が混乱を来している状況にあります。

今後の「障害者総合支援法」の施行にあたって業務を円滑に運営していくためには、地方との十分な協議のほか、現場の理解が得られるよう十分な説明や制度定着に向けた準備が必要と考えます。

- ※1 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。
- ※2 授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。

障がい者就労支援事業 概要イメージ



(三重県健康福祉部障がい福祉課 作成)

3 1 子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 子ども・子育て新システム関連3法案の本格施行に際して、的確な情報提供を行うとともに、地方の自主性が発揮できるよう、十分に地方との協議を行うこと。
- 2 新システムへの移行にあたっては、安心子ども基金や妊婦健康診査支援基金等を活用した事業を継続できる財政支援を講じるとともに、制度施行により地方における新たな財政負担が生じることのないよう適切な措置を講じること。
- 3 ひとり親家庭や子ども等への医療費助成に関する国庫補助制度を創設すること。

【現状と目標】

平成22年の三重県の合計特殊出生率は、1.51であり、平成21年度の1.40より増加したものの依然として低い状況にあり、年少人口割合(15歳未満人口)も13.7%となっているなど少子化傾向が続いています。

一方、共働き世帯等の増加などライフスタイルの変化とともに、家庭の養育力の低下や地域の人と人とのつながりも希薄化し、子育てに関するニーズも多様化してきています。

このような中、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、その健やかな育ちを実現するためには、子ども・子育て支援の全体的な底上げを図ることが必要です。また、地域の自主性が発揮できる制度を構築し、地域における多様な子育てニーズに応えることが必要です。

本県においては、「三重県子ども条例」を平成23年4月1日から施行し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざすとともに、「家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト」など、様々な取組を進めています。

【本県の取組と課題】

本県においては、保育所の整備を支援するほか、地域の実情に応じた特別保育等の実施や放課後児童対策を支援するため、それらに関する実態調査などを行っています。また、町単独での実施が困難な病児・病後児保育については、広域的な取組を支援しています。

一方、児童虐待の防止、社会的養護の推進や市町が行う妊婦健康診査の支援などに取り組むとともに、地域社会や企業等と連携して、子どもの育ちを社会全体で支える気運の醸成を図り、「家庭の日」のPRなど家族の絆を大切にする取組等を行っています。

特に、平成24年9月からは子ども医療費助成の対象年齢を小学校6年生までに引き上げるとともに、特定不妊治療に対する助成対象経費の拡大等の経済支援などにも取り組んでいくこととしています。

子ども・子育て新システム関連3法案において、県は専門性の高い施策や広域的対応が必要な施策を講じなければならない旨、法案に明記されていますが、財源措置、給付や事業の基準等など明確になっていない部分も残されています。

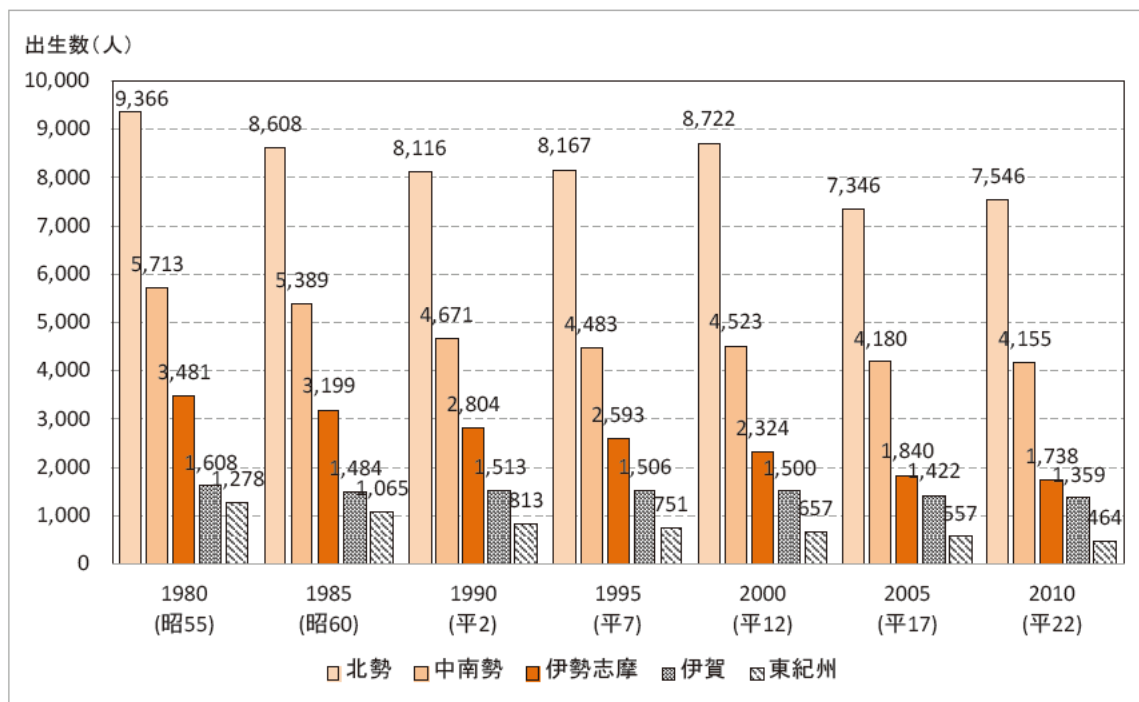
このため、法の施行にあたっての制度設計においては、地方の実情や現場の状況

などを反映し、地方の自主性が発揮できるような制度構築をする必要があります。

また、現在の「安心子ども基金」や「妊婦健康診査支援基金」を活用した事業は、平成24年度で終了することとされていますが、子ども・子育て新システムへの移行を円滑に行うには、地域の多様なニーズに対するサービスの提供基盤が必要であり、こうした基金事業の継続などの財源措置が必要です。

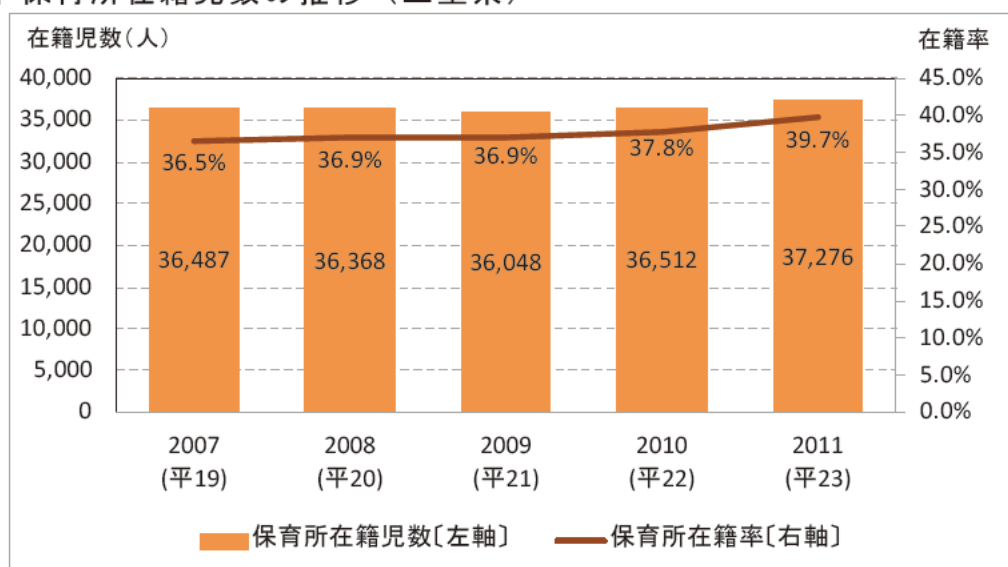
さらに、各都道府県単独で実施されているひとり親家庭等や子どもに対する医療費助成については、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があります。

【資料1】地域別の出生数の推移（三重県、5地域）



(出典：みえの子ども白書 (2012))

【資料2】保育所在籍児数の推移（三重県）



注：在籍児数は、4月初日現在。在籍率は、6歳未満人口における保育所在籍児の割合。ただし、6歳未満人口は、前年度の10月1日現在の人口を使用している。

(出典：みえの子ども白書 (2012))

3 2 病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方独立行政法人が民間病院を統合した場合も公的医療機関を運営する日本赤十字社などと同様に地方税を非課税とする措置を図ること。

【現状と目標】

地方税法第25条では、地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政法人のうち、一定の条件を満たすものについては地方税を非課税とする措置が設けられていますが、病院事業を行う地方独立行政法人が民間病院を統合した場合は、非課税措置の対象としないとされています。一方、公的医療機関を運営する日本赤十字社などについては、用途による地方税の非課税措置が図られており、同様の公共性・公益性を持つ医療機関の間で、地方税の取扱いに差が生じています。

そのような中、総務省が平成19年12月に出した「公立病院改革ガイドライン」では、公立病院の再編やネットワーク化を改革の方向性の一つとして示しており、地域の医療資源を有効に活用するため、公立病院と民間病院が統合する事例も出てきています。

本県においても、平成23年11月に策定した「地域医療再生計画」に基づき、地域の実情に応じた病院の再編・統合や複数の病院の機能分担を進めているところです。

【本県の取組と課題】

本県では、「地域医療再生計画」に基づき、桑名地域の医療体制を整備するため地域医療再生基金を活用して地方独立行政法人の桑名市民病院と民間の山本総合病院の統合を支援し、平成24年4月の地方独立行政法人桑名市総合医療センターの発足に至ったところです。

地方税法第25条では非課税地方独立行政法人を、「その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うもの」と定めており、桑名市総合医療センターは民間病院との統合であることから、不動産取得税等の県税を課税する必要がありました。

本県としては、桑名市総合医療センターが地域社会に安全・安心な医療を提供する極めて高度な公共性・公益性を持つ地方独立行政法人であり、また、公的医療機関を運営する日本赤十字社などに対して地方税の非課税措置が図られていることに鑑み、三重県県税条例を改正し、当該地方独立行政法人に課税される不動産取得税等については、課税免除として取り扱うこととしたところです。

本来、病院事業を行う地方独立行政法人は、県独自の課税免除措置ではなく、日本赤十字社などと同様の地方税の非課税措置が図られるべきと考えます。

3 3 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の更新に係る財政支援等

（厚生労働省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、備蓄している行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の更新及び廃棄処理に係る財政措置を創設すること。
- 2 また、現在の備蓄方式では、今後も同様の問題が生じるため、行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の他所利用や流通備蓄など効果的な活用方法等について検討すること。

【現状と目標】

国の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、新型インフルエンザの流行に備えて、平成17年度から抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が全国で備蓄されているところであり、現在、本県では約347,000人分を備蓄しています。

備蓄の財源は、平成17年度から平成19年度は県費で対応、平成21年度は国の地域活性化交付金を活用しています。

現在の備蓄状況（三重県）

購入年度	備蓄数	使用期限
平成17年度	※5,000人分	平成22年5月 ※廃棄・更新済み
平成18年度	71,000人分	平成25年9月
平成19年度	76,000人分	平成26年5月
平成21年度	195,000人分 ※5,000人分	平成28年5月 平成29年1月
計	347,000人分	

○H17年度に購入したタミフルは、市場流通用であり、使用期限は5年です。

【本県の取組と課題】

平成18年度に購入した行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）7万1千人分が平成25年度に使用期限切れとなり、更新及び廃棄処理を行う必要がありますが、その費用負担については、国・都道府県のどちらが負担するのかが明確になっておらず、国の責任を明確にすべきと考えます。

また、現在のところ、行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬は新型インフルエンザ対策行動計画に基づく目的以外の使用・譲渡はできず、今後も大量廃棄等が生じることが懸念されるため、現存する薬の他所利用や流通備蓄などの効果的な活用方法の検討が必要と考えます。

3 4 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 現在、任意接種で実施されている子宮頸がん予防ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて、平成24年度中に予防接種法を改正し、定期接種として位置付けること。また、上記ワクチンの定期接種化にあたっては実施主体である市町における財源の確保等の課題が予想されるため、現在実施している「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」と同等の財源措置を講じること。
- 2 定期接種化による財源措置が行われるまでは、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を継続すること。

【現状と目標】

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、がん予防の有効な手段と言われており、また、小児肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンは肺炎や髄膜炎など重篤な全身感染症の予防に効果があり、ワクチンの接種率を上げることでこれらの感染症の流行も抑えることが期待できる効果的な対策とされています。

本県におけるワクチンの接種率は、子宮頸がん予防ワクチンが77.2%、小児用肺炎球菌ワクチンが57.2%、ヒブワクチンが50.3%(平成23年4月～平成24年2月実績)となっており、更なる接種率の向上をめざしていきます。

【本県の取組と課題】

本県では、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受け、平成23年2月1日以降、県内全市町で全額公費(負担割合:国1/2、市町1/2)による接種が行われています。

また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」については、平成24年度で終了し、定期接種化に向けた法改正による対応が予定されていますが、平成24年度中に法改正が行われず、同事業も継続されなかった場合、市町によっては財源不足のために接種事業を中止せざるを得なくなることも懸念されます。

三重県における子宮頸がん等ワクチン接種事業実施状況【平成23年度】

平成24年2月末現在

① 四半期毎の実施状況

個別ワクチン	4～6月		7～9月		10～12月		1～2月*		計	
	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数
子宮頸がん予防ワクチン	5,900	1,943	35,995	16,756	14,586	3,445	10,043	920	66,524	23,064
小児肺炎球菌ワクチン	23,785	11,689	23,397	10,685	20,233	7,989	12,634	4,257	80,049	34,620
ヒブワクチン	20,117	10,306	18,797	9,375	17,107	7,790	10,882	4,223	66,903	31,694

② 各ワクチン別年齢別実施状況

種別	子宮頸がん予防ワクチン		小児肺炎球菌ワクチン		ヒブワクチン	
	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢未満	—	—	33,138	14,100	35,358	14,468
7か月齢～12か月齢未満	—	—	13,318	2,375	11,739	1,727
1歳	—	—	18,553	4,520	8,448	4,625
2歳	—	—	5,558	4,143	3,672	3,188
3歳	—	—	4,624	4,624	3,508	3,508
4歳	—	—	4,858	4,858	4,178	4,178
小学校6年生(12歳相当)	0	0	—	—	—	—
中学校1年生(13歳相当)	14,333	6,614	—	—	—	—
中学校2年生(14歳相当)	12,887	4,733	—	—	—	—
中学校3年生(15歳相当)	13,325	4,862	—	—	—	—
高校1年生(16歳相当)	14,436	4,857	—	—	—	—
高校2年生(17歳相当)	11,543	1,998	—	—	—	—
合計	66,524	23,064	80,049	34,620	66,903	31,694

3 5 介護保険制度における国の費用負担割合の引き上げ等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 介護保険制度における国の費用負担割合について、調整交付金5%(標準)を維持した上で、居宅給付費25%(現行20%)、施設等給付費20%(現行15%)まで定率を引き上げるなど、地方において持続的に事業が行えるよう、介護保険制度を見直すこと。
- 2 介護基盤整備を促進するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業を継続するとともに、地域の実情に応じ、介護保険施設等の耐震化や広域型施設の整備等にも活用できるよう、運用基準の見直しを行い、それに伴って今後必要となる財政負担については、国の責任により必要額の積み増しを行うこと。
また、介護職員処遇改善等臨時特例基金により行っている施設開設準備経費助成等特別対策事業を介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業に組み入れるとともに、当該事業により今後必要となる財政負担については、国の責任により必要額の積み増しを行うこと。

【現状と目標】

平成23年度の特別養護老人ホーム入所状況等調査によると、本県の平成23年9月1日現在の入所申込者数の実数は10,682人となっており、そのうち重度で自宅において介護を受けている方は、2,123人と引き続き多数にのぼっています。

特別養護老人ホームの整備数は、市町の介護保険事業計画の利用見込み者数を圏域単位で積み上げ、県の介護保険事業支援計画において、設定することとなっています。

本県では第5期介護保険事業支援計画(平成24年度～26年度)に基づき、特別養護老人ホーム等介護基盤の整備に努めるとともに、重度で自宅において介護を受けている方が早期に入所できるよう、市町と連携し、入所待機者解消に向けて取り組んでいきます。

【本県の取組と課題】

本県の第5期介護保険事業支援計画(平成24年度～26年度)においても多数の入所待機者の解消を図るため施設整備を進めていくこととしていますが、特別養護老人ホーム等の入所待機者数を減らすために施設整備を推進すると、整備に係る費用だけでなく、運営にかかる費用が継続して必要となり、利用者の介護保険料の増加につながります。また、地方自治体の負担(県17.5%、市町12.5%)も増加するため、地方財政を圧迫することとなります。

介護保険制度における国の費用負担割合は、居宅給付費20%、施設等給付費15%に、各保険者間の保険料基準額を是正するための調整交付金5%(標準)を加えたものとなっていますが、本県における平成23年度の普通調整交付金の県平均交付割合は5.2%と標準の5%を超えている状況です。

今後高齢化の進展に伴い、介護給付費のさらなる増加が見込まれることから、国において恒久的な財源の確保を図り、持続可能な制度が構築される必要があります。

一方で、本県では、国からの介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源として基金を設置し、小規模の地域密着型施設^{※1}の整備を促進していますが、この基金事業は平成24年度で終了されることとなっています。しかし、特別養護老人ホーム等への入所待機者数が多数にのぼっていることから、引き続き介護基盤整備を進める必要があります。

また、定員30人以上の介護保険施設については、県単独事業により施設整備支援を行っていますが、地方財政を取り巻く環境は年々厳しくなっていることから、小規模の地域密着型施設を主な整備対象としている当該基金事業を、地域の実情に応じて施設の耐震化や広域型施設の整備等にも柔軟に活用できることが必要です。

あわせて、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業も平成24年度に終了することとなっていますが、同基金事業として行われてきた施設開設準備経費助成等特別対策事業は、介護基盤整備を行う上で継続が求められます。

【資料1】三重県における介護施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況

(平成23年9月1日現在の調査結果)

入所申込者数	10,682人
うち、重度で自宅待機している方	2,123人

【資料2】三重県における第1号被保険者の平均介護保険料基準額（月額）の状況

第4期介護保険事業支援計画期間（平成21年度～平成23年度）	4,160円
第5期介護保険事業支援計画期間（平成24年度～平成26年度）	5,314円

※1 地域密着型施設：入所定員が29人以下の施設。

3 6 日常生活自立支援事業の充実に向けた財政措置等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 日常生活自立支援事業において、市町社会福祉協議会が主体的に当事業を実施できるよう、国・都道府県・市町の役割・経費分担の明確化と利用者数の著しい増加に合わせた財源を確保すること。
- 2 生活支援員^{*1}の住民税非課税世帯への派遣にかかる費用についても生活保護受給世帯と同様に補助対象とすること。

【現状と目標】

日常生活自立支援事業により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方に対して、契約に基づき、福祉サービスの利用援助等が行われています。

当事業は、平成11年10月から、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、国・県補助事業として開始され、平成23年度における県内の利用者数は1,026人、相談件数は31,791件となっています。

本県としては、当事業が十分に利用され、機能していくことにより、高齢者や障がい者等が、安心して自立した生活を送ることができる地域社会をめざしています。

【本県の取組と課題】

認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、当事業の利用者数は、毎年100人程度増加し続けており、今後も増加していくものと想定されます。当事業は、補助金（国1/2、県1/2）を財源として行われていますが、本県の厳しい財政状況の中で、利用者数の増加に比例して補助金を増額することが難しくなっています。

このため、基幹的社会福祉協議会(14市)の専門員^{*2}は国の補助基準(35件/人)を超えた対応を余儀なくされており、利用者への適切な対応が難しくなるケースが増えています。また、事業の実施にあたり、結果として基幹的社会福祉協議会が人員や自主財源からの持ち出しを行うなど、一部の財政負担を負っているのが実情であり、所要の財源措置が必要です。

当事業に関して、市町の役割や経費分担が定められていませんが、住民ニーズに的確に応え、制度の適切な運用を進めるためには、今後は、基礎的自治体である市町の取組が重要であり、市町に対する財源措置をしたうえで、その役割を明記する必要があると考えます。

そのほか、当事業の利用者の大部分が生活保護受給世帯または住民税非課税世帯となっていますが、国は、生活支援員の各世帯への派遣にかかる費用(報酬や事務費等)については、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としています。

このため、本県においては、生活保護受給世帯以外に住民税非課税世帯への派遣にかかる費用も無料とすることとしており、国庫補助対象外の財源を県と市町(または市町社会福祉協議会)で1/2ずつ負担をしているところですが、

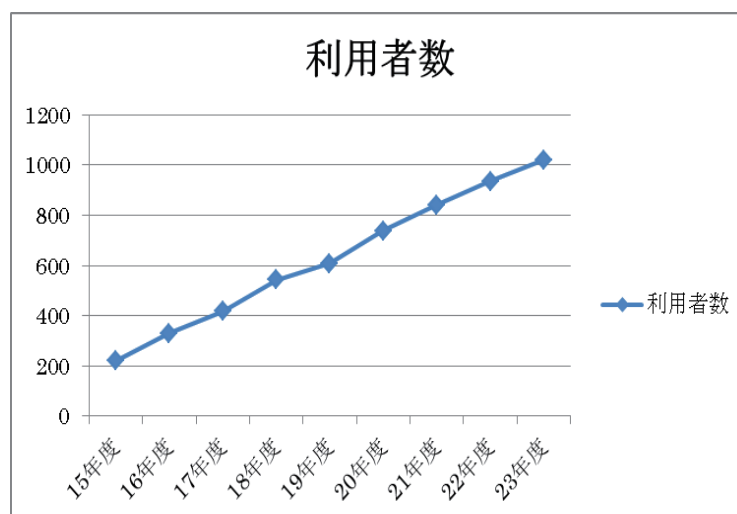
住民税非課税世帯にあっても自立のためには同様の経済的支援が必要であることから、国庫補助の対象とすることが必要です。

- ※1 生活支援員：定められた支援計画に基づき、定期的または依頼があった場合に、対象者を訪問し、援助を行う。生活支援員の報酬は、対象者が支払う利用料で賄われるが、利用者の大部分が利用料免除であるため、ほとんどは県、市等が負担している。
- ※2 専門員：初期相談から支援計画の策定、本人の契約締結能力の確認、契約締結に関する業務を主に担う。専門員の人件費は、国と県が補助する運営費で賄われている。

日常生活自立支援事業の利用実績の推移

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談件数 (件)	1,990	2,407	8,219	12,705	12,079	17,965	25,663	27,089	31,791
利用者数 (人)	220	331	418	543	609	739	841	936	1,026
当初予算 額 (千円)	64,219	73,237	78,941	84,901	86,119	91,880	91,880	94,471	118,981

※利用者数は年度末時点の数値（23年度は2月末時点）



3 7 廃棄物の適正処理の確保と推進

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 産業廃棄物のより一層の適正処理を促進するため、多量排出事業者に対し電子マニフェストの活用を義務付けるなどの法改正を行うこと。
- 2 新たに設置する安定型最終処分場における遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど構造基準を拡充強化すること。
- 3 メーカーによる家電4品目の不法投棄処理経費支援の対象となる期間を、3ヶ月以内から1年に拡充するよう業界に働きかけるとともに、不法投棄防止にかかる広報活動等を行うこと。

【現状と目標】

電子マニフェストの普及については、全国的にも、また本県においても十分に進展している状況にないことから、本県では、年間排出量500トン以上の多量排出事業者等における、電子マニフェストの加入率の向上を目標に普及啓発を強化していくこととしています。

安定型最終処分場については、安定型5品目以外の廃棄物の付着や混入などのおそれがあり、これらの付着や混入により放流水や浸透水に異常が発生するなどの課題が指摘されていますが、現在の構造基準においては遮水工などの設備の設置は不要となっています。

家電リサイクル法における家電4品目の不法投棄は、エコポイント制度により適正排出が促され、平成22年度は減少しましたが、平成23年度は増加に転じる傾向が見られます。今後、不法投棄にかかる施策を強化し、不法投棄を減少させていく必要があります。

【本県の取組と課題】

不正や偽造がされにくい電子マニフェストの導入により処理過程の一層の透明化を図ることは、不適正処理の未然防止のための有効な手段となることから、一層の普及啓発に努めるとともに、多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、電子マニフェストの活用を義務付けるなどの法改正が必要であると考えます。

日常の監視業務において安定型5品目以外の付着・混入を完全に防止することは難しく、また、一旦、地下水等が汚染された場合にはその状況を改善することは困難です。現に安定型最終処分場において地下水への影響が危惧されています。

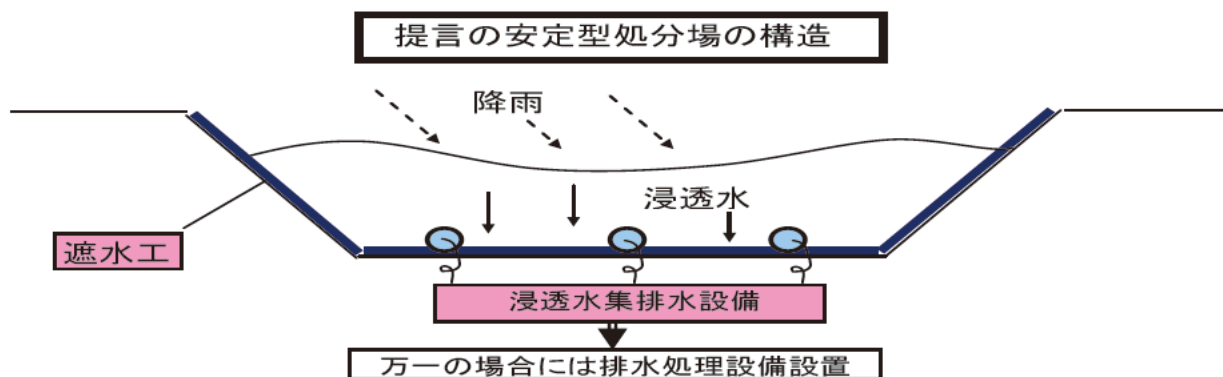
本県では、パトロール等の不法投棄防止対策事業を実施していますが、メーカーによる支援制度は定めた事業期間内の連続した3ヶ月以内のみであることから、これを1年間の支援とするなど、制度の拡充が必要です。また、不法投棄にかかる周知は、他県からの持ち込みもあることから、広域で効果のある広報活動が必要です。

1 電子Manifestの普及率

平成21年度における三重県の電子Manifest普及率は、26.7%です。
(全国の普及率は23%です。)

区 分	H19	H20	H21	H22
報告のあった総交付件数	558,954	419,917	495,077	集計中
うち紙Manifest交付件数	489,873	315,117	362,869	集計中
うち電子Manifest登録件数	69,081	104,800	132,208	146,243
普及率	12.4%	25.0%	26.7%	集計中

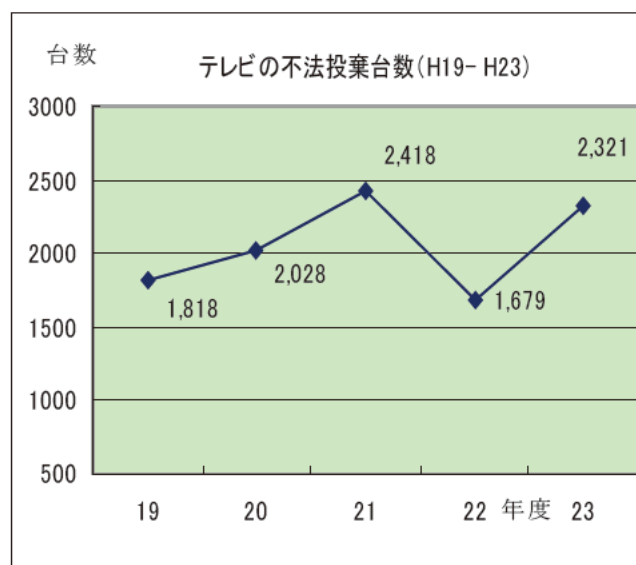
2 安定型最終処分場の構造基準の強化のイメージ



3 廃家電品の不法投棄件数の推移

年度	19	20	21	22
テレビ	1,818	2,028	2,418	1,679
冷蔵庫等	644	685	932	407
洗濯機等	464	437	425	184
エアコン	119	104	91	48
計(台)	3,045	3,254	3,866	2,318

※平成23年度のテレビの不法投棄台数は、一部平成24年2月末時点の数。その他の廃家電品は集計中。



38 不法投棄に起因したPCB廃棄物の処理の推進

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

支障除去等事業を遅滞なく行えるよう、PCB廃棄物に係る無害化処理認定施設の処理対象範囲を早急に拡充すること。

【現状と目標】

本県では、不法投棄に起因してPCB(ポリ塩化ビフェニル)やVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油が河川敷に滲出し、水道水源等の汚染が懸念されている事案(桑名市源十郎新田事案)が発生し、油回収等の対策によりPCBを含む廃油等のPCB廃棄物が発生しています。

PCB廃棄物の処理については、日本環境安全事業株式会社(JESCO)による広域的な処理体制が整備され、国内5箇所にて拠点的広域処理施設が設置されていますが、現在、高濃度PCB使用廃電気機器等に限定された施設となっており、不法投棄に起因して発生したPCB廃棄物に対応することは困難です。

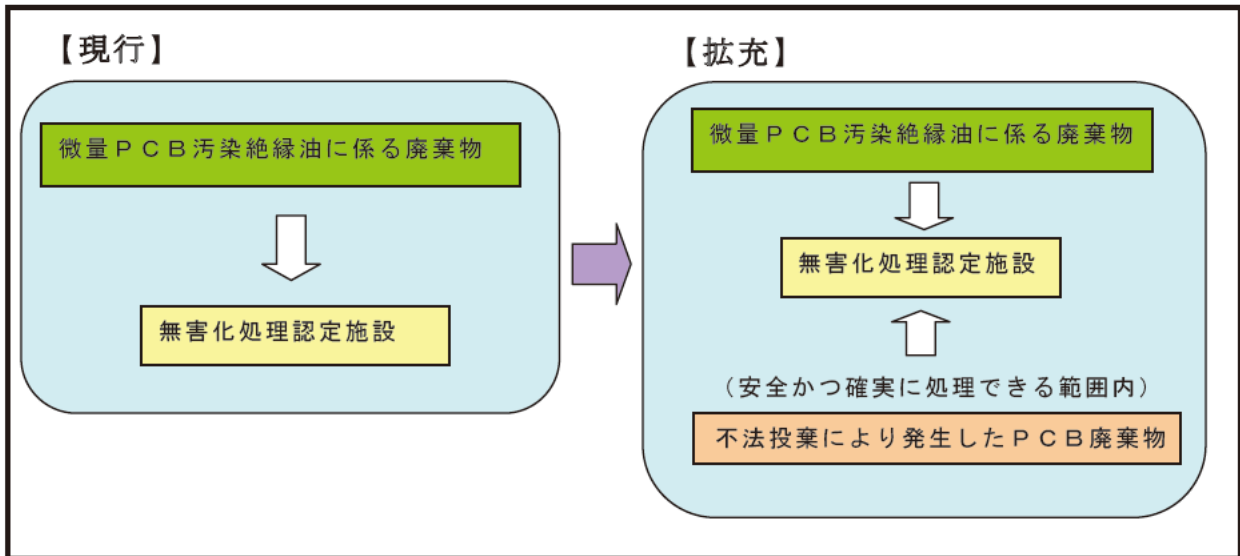
また、JESCO以外では、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設(全国5箇所)において、微量PCB汚染絶縁油に由来する廃棄物の処理を行っていますが、それ以外のPCB廃棄物については、平成21年度から焼却実証試験を行っているものの、処理の対象となっていないことから、無害化処理認定施設では受け入れることはできません。

このため、PCBを安全かつ確実に処理できることを前提に、不法投棄に起因して発生したPCB廃棄物の無害化処理認定施設への受入を可能とするなど、支障除去等事業を円滑に進めるために、PCB廃棄物の受入体制の拡充を早急に変更する必要があります。

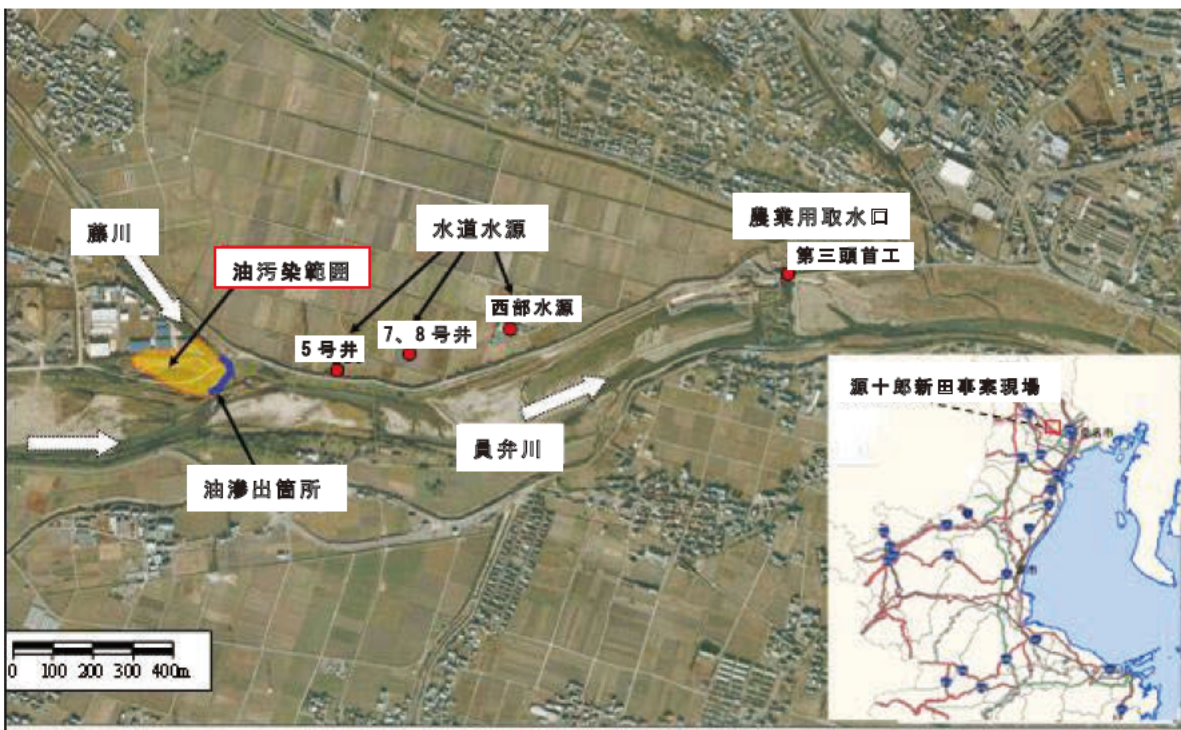
【本県の取組と課題】

桑名市源十郎新田事案については、早期に生活環境保全上の支障の除去等を講ずる必要があることから、これまで、油回収等の対策を行っていますが、回収油や作業に伴い発生する廃棄物等のPCB廃棄物は処理先がなく、現状では長期間の保管を余儀なくされています。今後、支障除去等事業の実施に伴い、更に多量のPCB廃棄物の発生が予想され、地域の安全・安心を確保する上で大きな問題となっています。

PCB廃棄物の処理体制



桑名市源十郎新田事案



39 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図られたい。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」のうち、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限定にされている「地域内フィーダー系統バス」の補助要件のさらなる緩和、「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」の予算枠の拡大
- 2 鉄道の安全性向上に資する「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、複数年におよぶ事業や大手民鉄が行う施設整備を対象とするなど、補助対象事業及び対象者の拡大
- 3 地方鉄道事業者の厳しい経営状況や、その支援にかかる沿線自治体の負担増大を踏まえ、事業欠損に対する新たな支援制度の創設

【現状と目標】

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、「地域間幹線系統バス」に加え、新たに「地域内フィーダー系統バス」も補助対象となりました。

バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、末端の移動を担う地域内のバスから、地域間幹線系統バスや鉄道へ乗り継げるよう、生活交通のネットワーク化を進め、様々な移動需要に対応できる利便性の高いバスへ転換していく必要があります。

「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」については、現在、単年度事業のみ補助対象であることから、複数年におよぶ大規模な設備更新については補助対象外となっています。また、補助制度の対象外となっている大手民鉄については、採算性の低い支線があっても補助されないことから、年々老朽化する施設の整備が遅れている状況にあります。

地方鉄道事業者の経営状況は厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかしながら、沿線自治体の財政状況も厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

【本県の取組と課題】

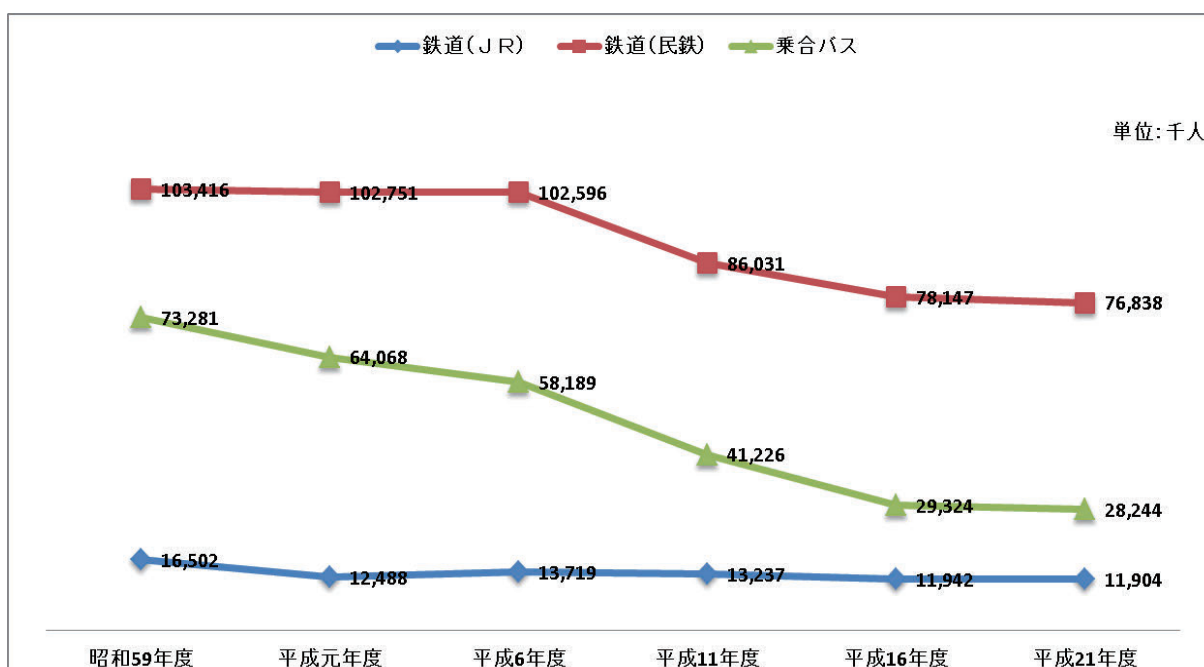
本県では、国の制度改正の動向や内容を見据え、平成21年度から平成23年度にかけて、国や市町、事業者と議論を重ねてきました。その結果を踏まえ、県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進めているところです。

しかしながら、「地域内フィーダー系統バス」の国の補助要件は一部緩和されたものの、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限られていることから、市町にとっては未だ条件が厳しく、ネットワーク化推進の妨げとなっています。また、生活交通のネットワーク化を進め、バス交通を県民の移動手段として存続させていくため、これまで以上の予算枠の確保が求められています。

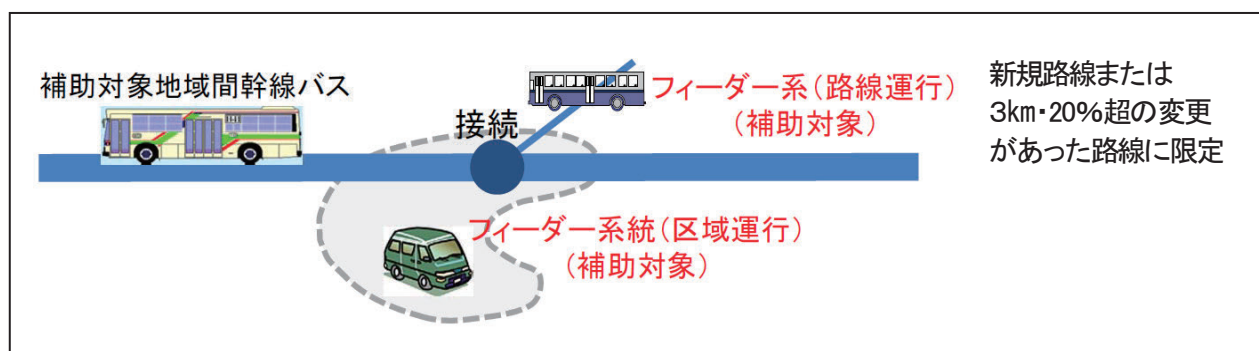
鉄道に対する支援について、本県は、国の補助制度（国と沿線自治体の協調補助）を活用し、県内の地方鉄道事業者の設備の整備等に対して支援していますが、地方鉄道事業者にとって安全性向上のための投資は大きな負担となっています。そのため、国の補助対象事業を拡大し、整備を促進していく必要があります。また、大手民間鉄道事業者は国の補助対象事業者から除外されており、採算性の低い支線であっても補助対象とならないことから、補助制度の対象者を拡大し、施設整備を促進していく必要があります。

経営が厳しい地方鉄道の運行支援については、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地方鉄道事業者の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

※県内輸送機関別旅客流動の推移 「三重県統計書」



※「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」のイメージ



4 0 地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 航路維持のため、バスや鉄道等の公共交通機関と同様に、欠損に対する補助や施設・設備の更新に対する補助等の支援制度を創設すること。
- 2 高速道路の料金割引に対抗できる、乗船料金割引制度を創設すること。
- 3 鳥羽伊良湖航路活性化協議会が「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」に基づき実施している旅行商品の造成や航路のPRなど、利用促進の取組に対する財政支援措置の創設

【現状と目標】

本県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶ鳥羽伊良湖航路は、平成22年9月末で廃止されることになっていましたが、地元の強い要望を受け、愛知県、鳥羽市、田原市や国と存続策を協議し、自治体の支援、運航事業者の経営改善により、新たな経営体制の下、平成22年10月以降も運航が継続されています。

鳥羽伊良湖航路は、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化や、広域的な連携、リダンダンシーの観点からも重要な役割を担う社会基盤であることから、今後も維持していくことが必要です。

【本県の取組と課題】

本県では、同航路を存続させるため、愛知県や鳥羽市、田原市とともに、伊勢湾フェリー（株）の株式の取得、経営基盤強化のための資金支援を行ったほか、港湾施設の占・使用料や固定資産税の減免を実施しているところです。

また、地元自治体等と連携して、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設立し、国の支援を受けて「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」を平成23年3月に策定しました。

現在、同計画に基づき、平成23年度から25年度までの3年間、フェリーを活用した旅行商品の造成や航路のPRなどの利用促進策に取り組んでいるところです。

こうした取組を行ってきたところですが、内航フェリーは、高速道路政策や燃油価格の高騰など環境変化の影響を受けやすいため、同航路を維持していくためには、国による新たな支援制度の創設や施策の実施が不可欠です。



鳥羽港～伊良湖港間（23.2km）を伊勢湾フェリー㈱がフェリー 3 隻で平日 8 往復、土日祝日 9 往復、お盆などの繁忙期に 13 往復を運航。（所要時間：55 分）

4 1 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、平成27年度の完成工期を厳守されたい。
- 2 川上ダムは、国の治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっている。これに伴い増加する費用（検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息）は、国において負担する措置を講ずること。

【現状と目標】

川上ダムは、検証の対象となっていることから、本体工事の準備工事となる転流工工事が完了しているものの、新たな段階となる本体工事に進めない状況となっています。平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられていることから、平成27年度を完成目標としています。

【本県の取組と課題】

〔治水〕

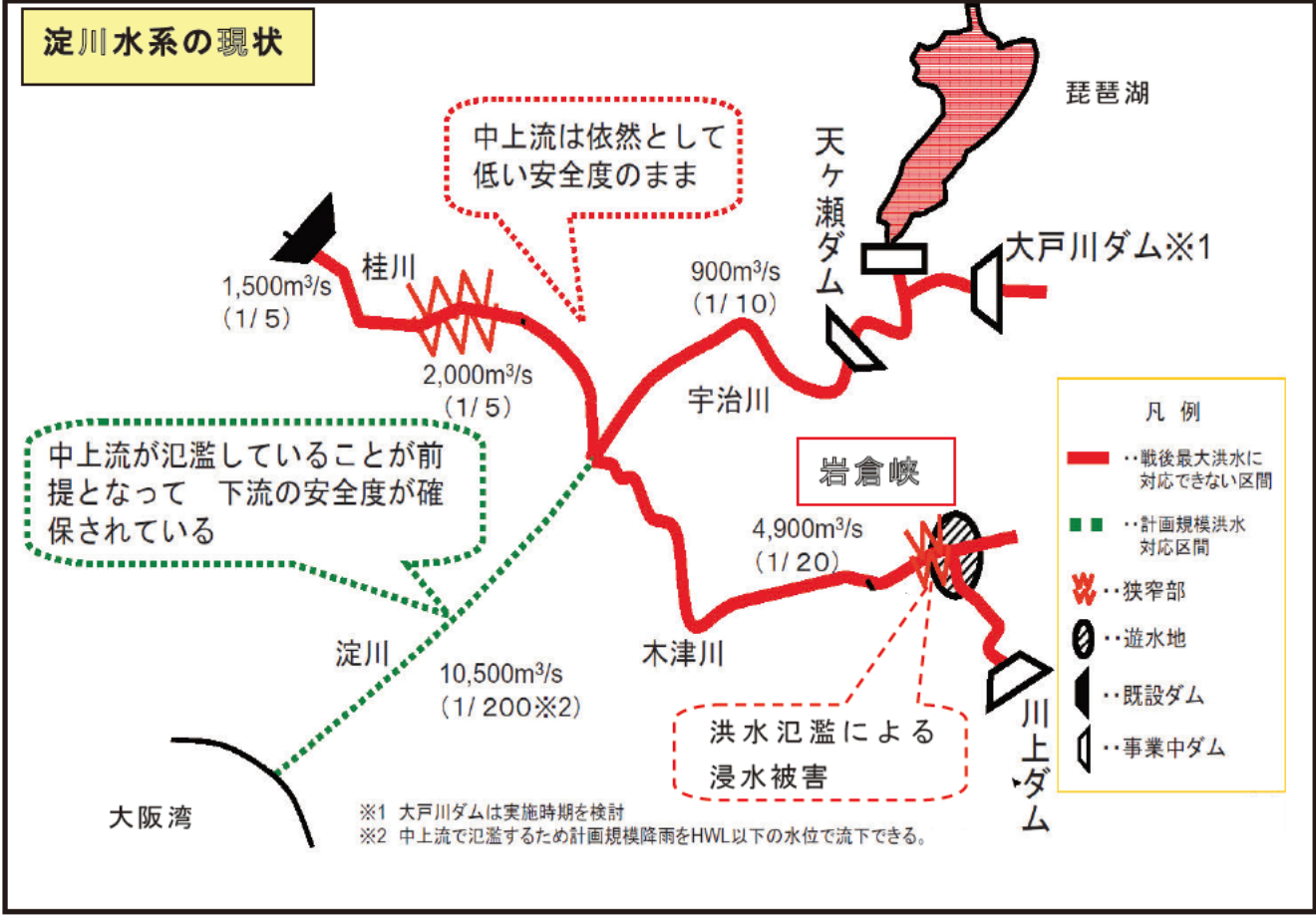
過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域（木津川上流地域）の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では平成23年の台風12号の接近の際、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全向上が望まれています。

〔利水〕

伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。また、完成工期が延伸する場合には、検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、本体工事の早期着手を伊賀市からも要望されています。

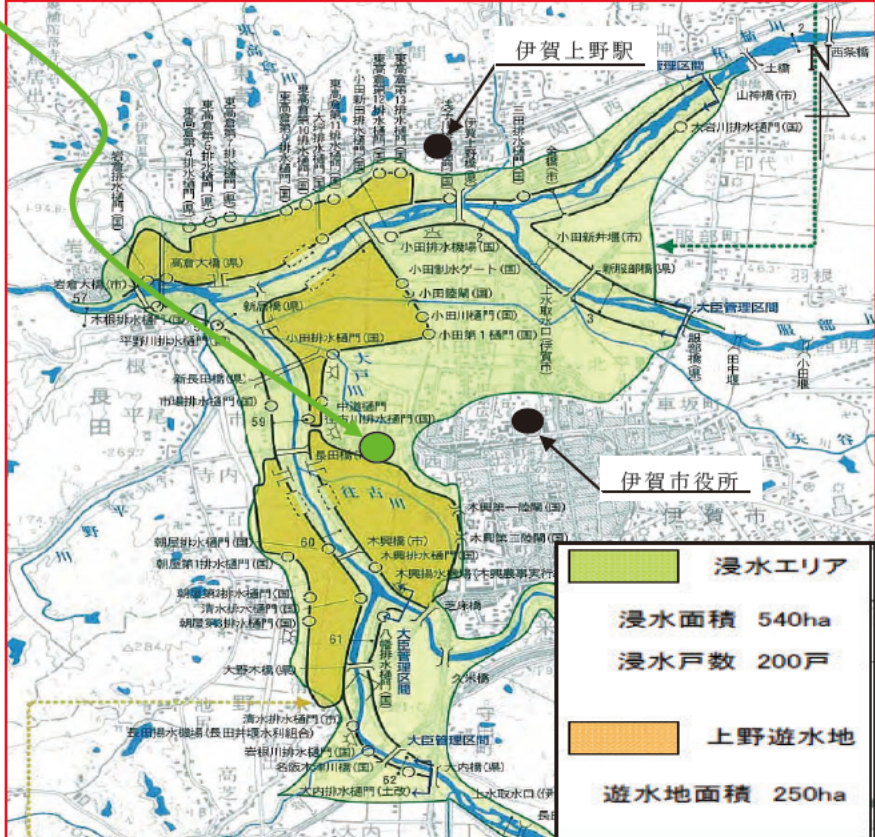
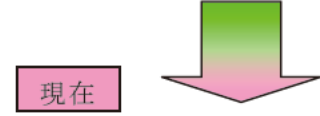
淀川水系の治水安全度の現状

淀川水系の現状



S28

浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



4 2 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国庫負担割合^{※1}のさらなる引き上げ（現行1/2）、及び特別地方交付税措置^{※2}の引き上げ（現行80%）
- 2 市町等職員の人件費について、国庫負担金対象経費^{※3}とする制度改正

【現状と目標】

地籍調査の成果は、土地の適正かつ計画的な利用を図るうえで欠くことのできない基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、県内29市町のうち、休止・未実施の市町が6市町あることから、本県の進捗は、全国平均49%（平成22年度末）を大きく下回る8%であり、なお一層の促進が必要です。

本県としては、各市町の実績に「国土調査第6次十箇年計画」で掲げる数値及び大規模公共事業の用地測量成果面積を活用したうえで、平成27年度末における進捗率の目標を10%と設定しています。

【本県の取組と課題】

三重県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。

本年度は、新たに1森林組合を加えた23市町及び1森林組合で事業に取り組む計画ですが、市町等が事業主体となる地籍調査事業を推進するにあたり、担当職員の確保・配置は大変重要な課題となっていますが、市町等においては厳しい財政状況から人件費の削減を余儀なくされており、これが事業推進上の障害の一因となっています。

※1 地籍調査負担金の負担割合（市町が実施の場合）は、国 50%・県 25%・市町 25%。

地籍調査負担金の負担割合（組合が実施の場合）は、国 4/6・県 1/6・組合 1/6。

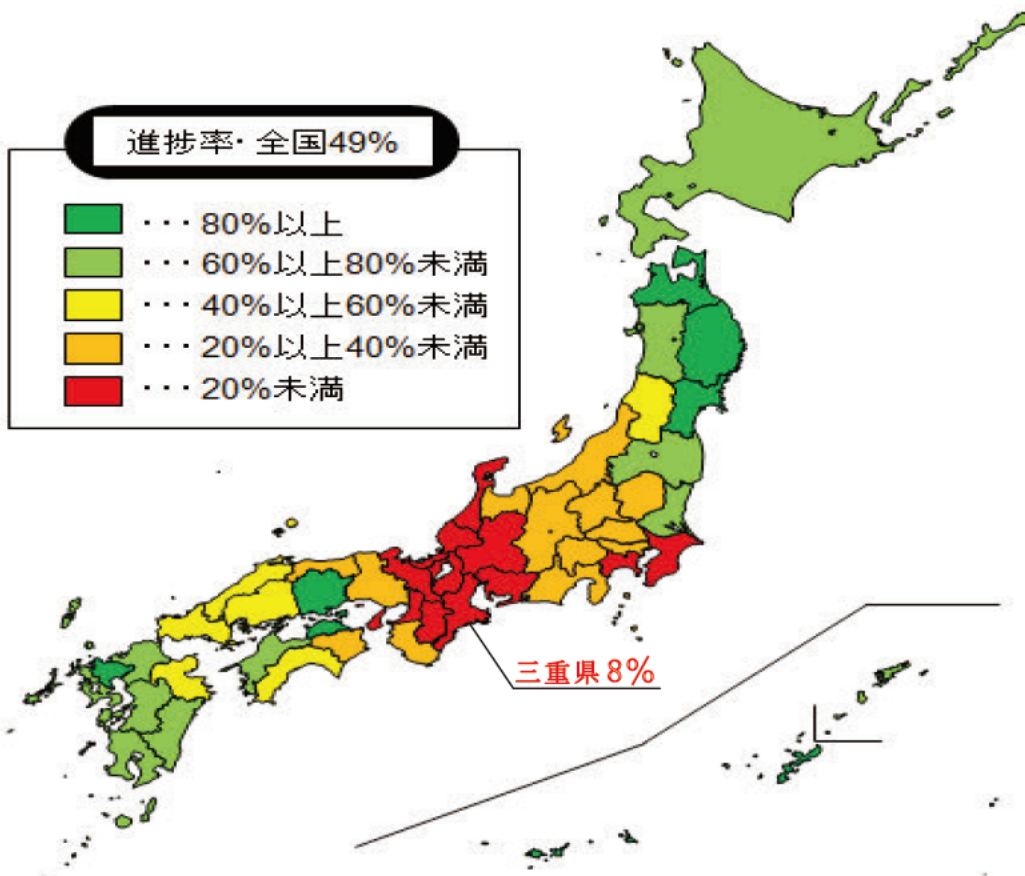
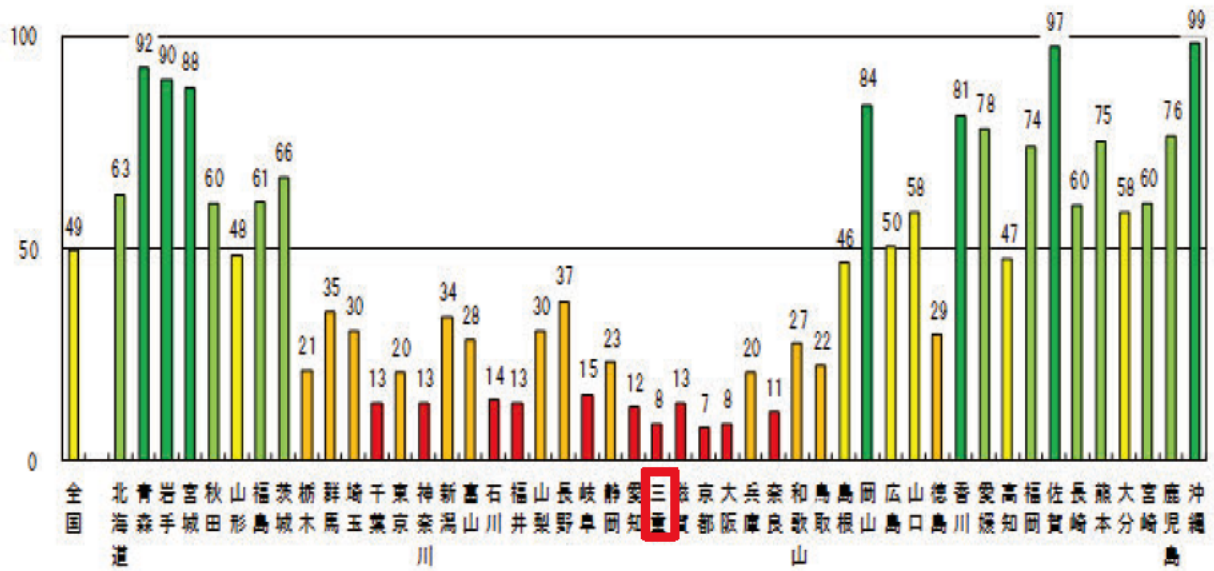
※2 特別地方交付税は、県及び市町の負担割合の 80%が交付される。

実質の負担割合は、県及び市町とも $25\% \times 20\% = 5\%$ となる。

組合が事業主体の場合、特別交付税措置はない。

※3 国庫負担金対象経費に、委託費や旅費・需用費・備品費等の事務費は、認められているが、現地立会などにかかる市町等職員の人件費は対象外である。

【都道府県別地籍調査進捗率】



4.3 鳥獣被害防止総合対策の十分かつ安定的な措置

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

野生鳥獣による農林水産被害の軽減に向けた鳥獣被害防止総合対策の継続と地方自治体が被害防止計画に位置付けた対策などが着実に推進できる予算の確保

【現状と目標】

近年、野生鳥獣による農林水産被害は拡大傾向にあり、中山間地域を中心に、ほとんどの農産物でニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による被害が日常的に発生しており、営農面の被害にとどまらず、営農ができないことによる高齢者等の生き甲斐喪失など精神面や、耕作放棄地の増加につながるなど環境面での深刻な影響を招いています。

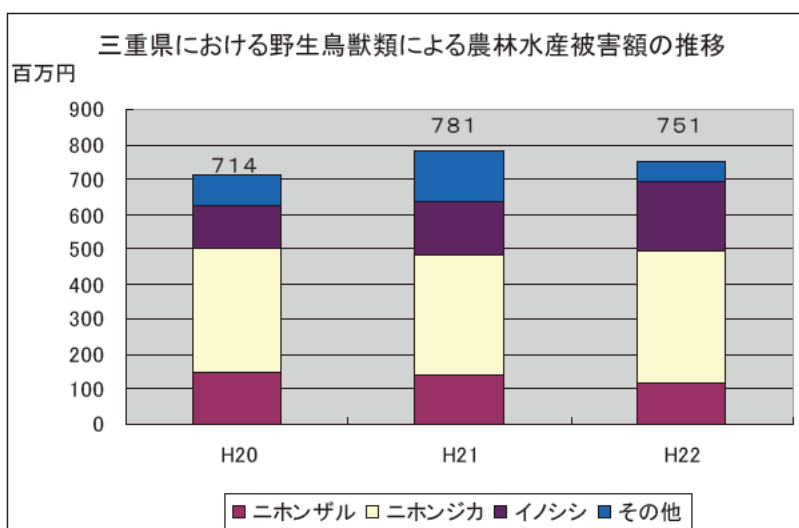
国においては、鳥獣被害防止総合対策交付金として、平成24年度に95億円の予算（対前年84.2%）が確保されていますが、全国的に見ても野生鳥獣による農林水産被害が拡大傾向にあることから、対策を強化・充実させていく必要があります。

【本県の取組と課題】

本県では、県内29市町のうち25市町が、「被害防止計画」を策定し、獣害対策に取り組んでいます。

さらに、平成24年度には、「被害対策」と「生息管理」への的確な取組に加えて、未利用資源活用の観点からの「獣肉利用」を連係させた総合的な獣害対策を展開していくこととしています。

このため、こうした取組を支える国の鳥獣被害防止総合対策の継続と予算の確保が必要です。



(参考)

農業被害額の全国順位 (H22)

全体	17位
ニホンザル	2位
ニホンジカ	7位
イノシシ	13位

4 4 木材需要拡大のための地域材活用促進支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地域の森林整備の促進と木材産業の振興を図るため、

- 1 「地域材活用促進支援」を復活されたい。
- 2 地域のシンボル性が高く、住宅への波及効果が期待できる公共建築物等の木造化・木質化に対する予算（平成23年度第4次補正予算額71億円以上）を確保されたい。

【現状と目標】

木材自給率50%をめざす国の「森林・林業再生プラン」の推進により、搬出間伐を中心とした木材生産の拡大の取組を進めているところであり、本県において、現状239千 m^3 の県産材素材生産量を平成27年度に402千 m^3 に拡大する目標を掲げています。

【本県の取組と課題】

本県では、木材・建築関係者等が消費者に安心して木材製品を使用してもらうために創設した「三重の木」や「あかね材」認証材の普及及び「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく取組等により、住宅や公共建築物等で木材需要の拡大を進めているところです。

こうした中、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として「森林整備加速化・林業再生基金」に追加された、一定の地域材を使用した住宅に対する「地域材活用促進支援」制度は平成23年度限りの措置であったことから、当該制度の復活と継続的な実施が必要です。

また、さらなる需要の創出に向け、地域でのシンボル性が高く住宅への波及効果が期待できる、公共建築物等の木造化・木質化を推進していくことも重要です。



「三重の木」使用住宅



亀山市立関中学校の木造化の取組



「三重の木」認証材



「あかね材」認証材

4 5 農業の競争力・体質強化に向けた施策の充実・強化

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 農業者に対する所得補償制度の安定的な実施と現行制度の改善
 - (1) 農業者が安心して経営を営むことができるよう、所得補償制度の早期法制化
 - (2) 現行制度の改善
 - ①「産地資金」の客観的方法による配分の実施
 - ②「営農継続支払い」の交付時期の繰り上げ(現行8月→7月上旬)
 - ③豊作時に大幅な米価の下落を招かない、余剰米の市場隔離など効果的な仕組みの創設
- 2 地域や農業者の取組を適切にサポートするための「協同農業普及事業交付金」に対する予算確保(平成22年度の36億円以上)
- 3 新規就農者の定着を地域の実情に応じてきめ細かく支援する「地域参入サポーター設置制度」の創設
- 4 農業基盤整備に必要な予算確保(平成21年度の5,772億円以上)と耐用年数が長期な暗渠排水整備に係る地方債(公共事業等債)の適債化
- 5 農地や水路など農業基盤の機能維持を促進するための「農地・水保全管理支払交付金」の地域要望に沿った予算確保と「中山間地域等直接支払交付金制度」の国庫負担割合のさらなる引き上げ(現行50%→100%)

【現状と目標】

昨年10月、国において、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じることを目的に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が策定され、農業の競争力向上・体質強化、地域振興に向けた施策を着実に展開し、地域の実状に応じて円滑に食と農業の再生を図っていくこととしています。

【本県の取組と課題】

本県では、これまでの「作る農業」から「売れる農業」への転換を進め、さらに「もうかる農業」の実現につなげていくための施策を展開することとしています。

「もうかる農業」の実現につなげるためには、下記課題に対する予算の確保や制度の充実・強化が必要です。

農業者への所得補償制度に関して、次のような課題があります。

- ・農業者への所得補償制度については、現在、実施要綱等に基づいて執行されており、継続性が確保されたものとなっていません。
- ・現行制度については、内容の改善が求められています。
 - ・麦や大豆など戦略作物の生産性向上を図る「産地資金」については、道府県の生産規模などによる配分手法ではなく、旧制度(激変緩和措置)

- の配分実績を踏まえて交付されており、客観的な方法に基づいていないことから、道府県によって生産者の交付単価に大きな差が生じています。
- ・生産者は、麦作に伴う農薬・肥料代等を、収穫時期の6月頃に精算していますが、その作付面積に応じて支払われる「営農継続支払い」の交付時期（現行8月頃）が早まれば、つなぎ資金を借り入れる必要がなくなります。
 - ・米の販売価格は、作況や消費動向、民間在庫の状況などによって大きく変動することがあるため、万一大幅に下落した時には「米価変動補てん交付金」の支払いが増大することとなり、制度の継続を揺るがしかねない事態になることが懸念されます。

協同農業普及事業について、近年、予算額が大きく削減されており、普及指導員による農業現場での支援活動に支障が生ずることが懸念されています。

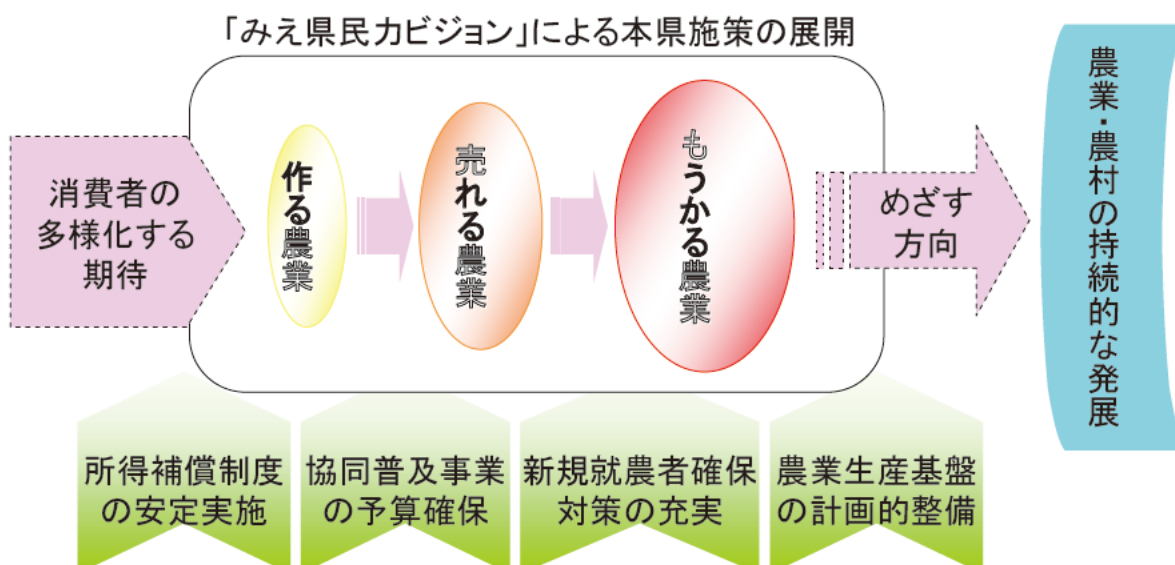
本県では、平成24年度から、国の「青年就農給付金制度」に関連して、新規就農者の地域への円滑な定着をサポートする農業者（新規就農者の里親）を設置する取組を始めたところですが、このような取組の全国展開は、若者の就農定着に極めて有効と考えられます。

農地集積を進める上で必要となる用水のパイプライン化や老朽化が進む農業水利施設の機能確保などの農業基盤については、まだまだ整備が進んでいないことから、引き続き、計画的に整備を進める必要があります。

また、水田において麦等の戦略作物の作付拡大を図るため、暗渠排水の整備を加速し乾田化を進め、収量低下、品質悪化などにつながる湿害を防止する必要があります。

農業者をはじめ、さまざまな主体によって行われる「農地・水保全管理支払交付金」の支払い対象となる農地や水路などの保全活動に取り組む地域が拡大しています。

「中山間地域等直接支払交付金」については、地形等による農業生産の不利性を補正する所得補償的施策でありながら、地方自治体に大きな負担（県25%、市町25%）が課せられています。



4 6 力強い水産業の構築 ～「もうかる水産業」の実現に向けて～

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 水産物の高付加価値化や販路拡大の加速に必要な、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての「県1漁協」の実現に向け、さらなる合併推進のための漁協組織・事業の再編整備に対する支援制度の創設
- 2 広域魚種の種苗放流に対する国関与の強化と、遊漁者の資源管理における役割の明確化に向けた国によるルールづくり
- 3 資源管理・漁業所得補償対策に不可欠な養殖共済について、養殖数量を客観的に把握できることなどを条件に、全員加入義務を見直すこと。
- 4 水産物の安全・安心の確保に向け、ヒラメ、アワビの輸入防疫対象魚種への追加と検疫体制の強化、地域が行う検査経費に対する支援制度の創設
- 5 漁業への新規就業希望者の受け入れや育成をワンストップで行うなど漁業者育成の仕組みづくりや、新規就業希望者の就業に向けた研修期間における収入確保のための支援制度の創設
- 6 漁場の生産力の回復や環境改善のために行う、底質改善（しゅんせつ、耕うん等）について、地方債（公共事業等債）の対象事業とすること。

【現状と目標】

本年3月、国において、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、「水産基本計画」が策定されました。

国は、この計画に基づき、東日本大震災からの復興、資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用、「安全・安心」「品質」など消費者の関心に応え得る水産物の供給や、食育の推進による消費拡大等に取り組んでいくこととしています。

こうした中、本県では、「もうかる水産業」をめざして、高い付加価値を生み出す水産業の確立や自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築に向けて取り組めます。

【本県の取組と課題】

本県では、これまで資源管理、水産物の付加価値向上、漁協合併の推進、担い手の育成・確保や漁場環境の保全・再生のための取組等を進めてきました。

今後、力強い水産業を構築していくためには、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての「県1漁協」を実現し、漁業者等地域が主体となって、徹底した資源管理や食の安全・安心、担い手の育成等に取り組む必要があります。また、これらの取組を国・県・市町等が連携して支援することで、水産業を、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など、水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「もうかる水産業」へ転換していくことが必要です。

これまでの取組の結果、県内の漁協数は、109組合（平成9年度）から21組合（平成23年度）にまで合併が進みましたが、「県1漁協」の実現に向けたさらなる合併推進と合わせて、今後は、水産業・漁村を総合的にコーディネートできるよう組織力を強化する必要があります。

本県では、太平洋南海域栽培漁業推進協議会（千葉県から宮崎県までの沿岸9県で構成）に参画し、各県の連携・分業による共同種苗生産体制のもとトラフグ等広域魚種の放流事業に取り組むこととしていますが、種苗生産を担当した県の生産不調時の対応や種苗生産に不可欠である健全な親魚の安定的な確保に要するコストの低減などの課題が多くなってきています。さらに、遊漁者には漁業資源の保全・増殖についての明確な法的規制がなく、資源の利用を巡って漁業者等とのトラブルが頻発しています。

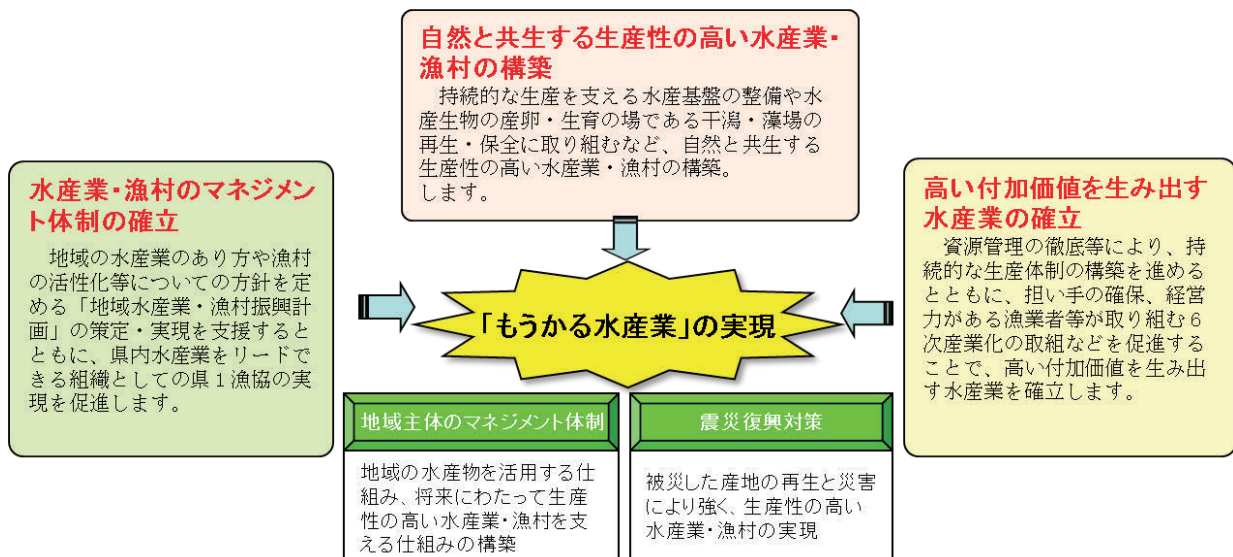
養殖共済への加入促進を図るため、赤潮特約に係る掛金補助等の対策を講じていますが、地区での全員加入義務が妨げとなっています。

食中毒の原因となるヒラメクドア症の発生により、養殖ヒラメを避ける動きが食品流通業界で広まり、漁業経営の安定を図る上での懸案となっています。また、アワビのキセノハリオチス症の国内での蔓延を防ぐため、国内の種苗生産施設等での対策が重要となっています。これら新規疾病への対策は、輸入防疫の徹底・強化が前提となりますが、多額の経費を要する国内生産現場での検査も必要となることから十分な体制を持続することが困難です。

県内3地域で漁業就業者を育成する拠点づくりを進めていますが、就業前段階の研修段階における収入の確保など、新規就業希望者の生活を支えていくことが課題となっています。

伊勢湾における漁場環境を改善し、水産資源の増大を図るため、干潟の造成や再生、底質改善等の取組を進めていますが、底質改善に係る県の予算確保が大きな課題となっています。

「もうかる水産業」の実現に向けた三重県の取組



4 7 伝統工芸品や地域資源活用商品などの新たな価値提案による海外への新たな販路開拓などへの財政措置

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地域の伝統工芸品や地域資源を活用した商品などについて、クリエイター、デザイナーなどが、地域に入り、総合的にデザインし、新しい価値を提案する商品などとして、海外への新たな販路開拓などを進めるための制度の創設や財政措置を行い、地域ならではのブランド化を創出させること。

【現状と目標】

経済産業省では、新たなコンセプトによる次世代ものづくりをグローバル経済にブランド発信していくクール・ジャパン戦略を推進しており、中部経済産業局において平成24年2月9日に中部版クール・ジャパン戦略を打ち出しています。

また、複数の中小企業が協働し、自らが持つ資源の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、その戦略に基づいた海外展開などのプロジェクトを促進するJAPANブランドによる支援も行っています。

一方で、クール・ジャパンやJAPANブランドまでには至っていないものの、地域で脈々と生産されてきた「伝統工芸品や地域資源商品」などは、大きな可能性を秘めながら、現時点では「ローカルブランド」にとどまっており、これらを取り巻く経済環境は全国的にも非常に厳しい状況となっています。

このため、クリエイター、デザイナーなどにより、これらを総合的にデザインし、感性価値など新たな価値を提案する商品開発や需要創造の取組、海外に向けて新たな販路開拓などを進める取組に対して、総合的なプロデュースができるように、クリエイター、デザイナー等の地域への派遣制度の創設などを行うことが必要です。

これらの取組により、その地域ならではのブランド化の創出と、従来のビジネスモデルから消費者に価値を提供する価値創造型産業への転換を目指します。

【本県の取組と課題】

本県では、伝統産業や地場産業に携わる中小企業が取り組む新たな商品開発や販路開拓への支援を行ってきましたが、平成23年度中に事業の棚卸を行い、従来の単なる商品やサービスを作り売ることに対する支援から、それぞれの特性を生かした新たな需要拡大に取り組む事業者への支援スキームに見直しました。

これにより、平成24年度から、特にクリエイター、デザイナーを活用し、感性価値など新たな価値を提案する商品開発や需要創造の取組、海外に向けての新たな販路開拓などを進める取組への支援を行うこととしています。

このため、これらの支援による「その地域ならではのブランド化の創出」と「従来のビジネスモデルから消費者に価値を提供する価値創造型産業への転換」を実現させるためには財政支援が重要な課題となっています。

4 8 高度化事業の償還期限延長等

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 事業環境の激変などにより経営不振に陥った高度化資金貸付先組合等に対して、県等が早期に組合等に支援を講ずることができるような制度として、独立行政法人中小企業基盤整備機構に組合・組合員へのハンズオン支援*制度や債権の買取りも含めた事業再生支援制度などの整備
- 2 高度化資金の償還期限（通常20年、特認として最大10年延長可能）を経営改善計画で認められた償還期間までの拡大

【現状と目標】

中小企業や小規模企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るため、協同組合・商店街振興組合等を設立して、事業計画を作成し県及び中小企業基盤整備機構から中小企業高度化資金の融資を受け、高度化事業を実施しましたが、長引く世界的不況、急激な円高水準、国内のデフレ経済の進展などが経営に与える影響が極めて大きく、さらに人口の減少・高齢化など市場環境の変化に十分対応できず、受注（来客）の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）、資産価値の下落や、組合員の高齢化、組合員減少による一組合員あたりの負担の増加など、組合・組合員は非常に厳しい経営状況となっています。

新たな事業再生支援制度のもとでの適切な事業再建計画の策定により、安定した事業の継続や新たな事業展開を可能とすることで、地域経済への貢献や地域の雇用を守ることができます。

また、返済額や返済期限の条件を緩和することにより、施設・設備の適切な保守管理を実施しつつ内部留保を積むなど、安定した組合・企業運営ができ、当初の目的である地域産業の発展、中心市街地の活性化や中小企業の経営基盤の強化等を図ることができます。

【本県の取組と課題】

独立行政法人中小企業基盤整備機構と協働して、地域への影響等も踏まえ、経営不振ではあるが事業継続の可能性があり、事業継続意欲が高い協同組合等に対して外部専門家などを活用し、事業などの改善指導、事業改善計画の策定及び条件変更に係る手続き指導を行うなど、事業継続・再建に向けての支援を実施しています。

最終償還期限延長の条件変更は、事業不振ではあるものの経営改善計画を策定し、組合・組合員が着実に実施できる見込みがある場合には最終償還期限を最大10年間延長することが可能となっていますが、それ以上は認められておりません。

なお、中小企業再生支援協議会が行う事業再生で債権者の同意を受けた再生計画については、高度化資金についても計画に示された期間内での返済が認められていますが、協同組合等にとっては利用が困難な状況です。

*ハンズオン支援：事業計画の作成、実行それぞれの段階で、専門家によるきめ細やかなアドバイス、サポートを行う

4 9 「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光地点パラメータ調査への財政措置

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき都道府県が行うパラメータ調査について、恒久的な財政措置を創設し、同基準による観光入込客統計を全国に浸透させること。

【現状と目標】

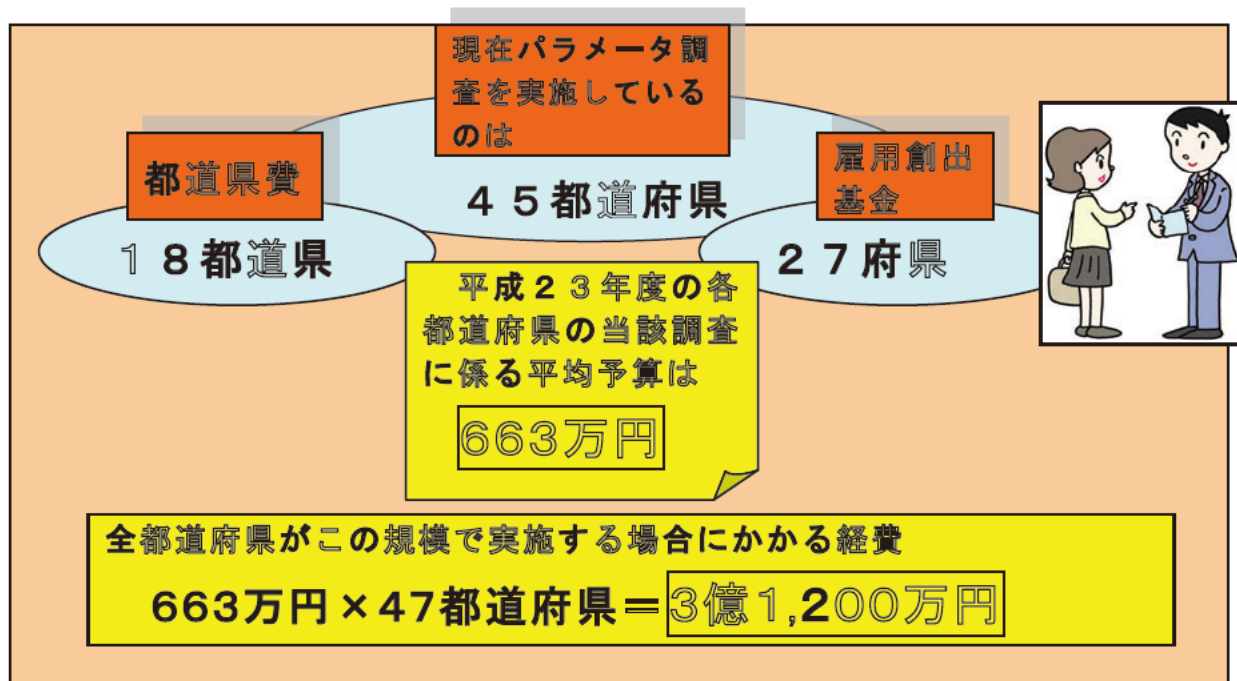
観光庁では、各都道府県の観光入込客数、観光消費額等の経年変化の把握や、全国各地域との比較分析が可能となるよう、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」）を策定し、現在45都道府県がこの共通基準を採用しています。

共通基準では、観光地点におけるパラメータ調査（観光客への聞取調査）の実施を義務付けているにもかかわらず、国による財政措置がなされていないため、各都道府県の努力により実施されているのが現状です。

共通基準策定の目的を達成するためには、全国に共通基準による観光入込客数等の調査を根付かせ、安定的なデータの供給を図っていく必要があります。

【本県の取組と課題】

本県では、平成22年4月から共通基準による調査を行っていますが、調査費用の捻出に苦慮しているところです。安定的なデータの供給を継続して行うためには、各都道府県の財政事情に左右されることなく、恒久的な財源の確保が必要です。



5 0 休廃止鉱山鉱害防止事業費の全額国負担化

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

鉱害防止等は国の責務であることから、休廃止鉱山鉱害防止事業の義務者存在鉱山における坑廃水処理事業にかかる費用のうち、自然汚染分及び他者汚染分についての地方自治体の負担分を廃止し、全額を国負担とすること。

【現状と目標】

休廃止鉱山における鉱害防止事業については、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法が制定され、同法による基本方針に沿って、鉱害防止対策事業が実施されてきたところです。

鉱害防止工事等にかかる経費は、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付対象となっており、このうち坑廃水処理事業については、鉱害防止義務者が存在する、いわゆる義務者存在鉱山にあっても、自然汚染分及び他者汚染分にかかる処理事業に要する費用には4分の3について国補助金が充当されます。しかし、4分の1については関係地方自治体が補助することとされており、これまでの地元の負担は非常に大きなものとなっています。

【本県の取組と課題】

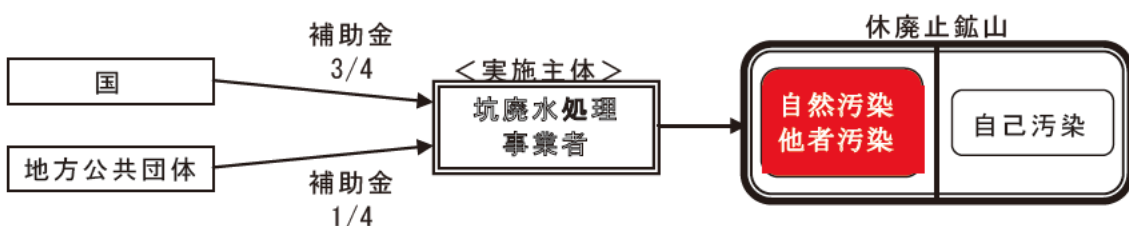
本県では、熊野市にある旧紀州鉱山（昭和53年閉山。義務者存在。）において坑廃水処理事業が実施されており、坑廃水処理事業者である財団法人資源環境センターは国補助金を活用するとともに、本県からも熊野市を經由して、経費の4分の1に相当する補助金を交付しています。

この県補助金制度は昭和56年度から継続しており、毎年度、約800万円の補助金を交付しています。しかし、旧紀州鉱山のように、鉱害の影響が県境を越えて複数の市町村に及ぶ可能性があるものについて、鉱山所在地の地方自治体のみが負担をするのは著しく公平を欠くものです。

また、そもそも鉱業及び鉱山保安行政は法律に基づく国の指導監督下にあるものであり、休廃止鉱山鉱害防止事業の義務者存在鉱山における自然汚染分及び他者汚染分にかかる坑廃水処理事業も、全面的に国の責任と負担において実施していただきたい。

義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する鉱山を対象とし、義務者が実施している坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の鉱業活動に起因しない汚染分（自然汚染・他者汚染）に係る処理費用について、国が当該費用の3/4を補助。



5 1 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 エネルギーは国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であり、地域資源や地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めていくことが必要であることから、新エネルギー導入の促進に係る規制緩和の早期実施と、住宅用太陽光発電の補助金を継続するとともに電力系統の安定化に向けた支援策を講じること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

【現状と目標】

東日本大震災以降、エネルギーをめぐる状況は大きく変化しており、本県でも、将来の県におけるエネルギー政策を示す「新エネルギービジョン」を策定しました。

ビジョンでは、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保をめざして、平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分(原油換算で約856千キロリットル)に相当する新エネルギーの導入を目標としています。一方、国では、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年3月、行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」において規制緩和103項目を公表し、法令改正に向けて取り組まれています。

本県では、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されています。また、近年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査・解析が行われ、本年10月からは10,000kW以上の風力発電施設が環境影響評価の対象となります。

【本県の取組と課題】

本県では、地域資源を生かした安全で安心なエネルギーの創出を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制や産業振興に貢献していく観点から、新エネルギーの積極的な導入を促進しています。

こうした新エネルギーの導入をさらに加速させるためには、国が検討している規制緩和を早期に実施するとともに、災害時等における自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるようにするための規制緩和が必要です。

また、新エネルギーを短期的かつ大量に導入するには依然として経済性や供給の安定性に課題があるため、住宅用太陽光発電補助金を継続するとともに、出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統の強化や蓄電池等のエネルギー貯蔵技術の開発・導入を早急に進めるための支援策を講じることが必要です。

現在、風力発電施設の建設が予定されており、円滑な建設を促進するため、全国的なレベルで解決することが必要な課題については、国でガイドライン等を策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

5 2 電源立地地域振興対策の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分については、福島第一原子力発電所の事故及び原子力発電所の停止を受け、電力の安定供給を確保するうえで火力発電の重要性が一段と高まっていることに鑑み、交付水準の改善（平成22年度並み）をすること。また、水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、周辺地域の意見を十分に踏まえ、交付水準の改善（平成22年度並み）及び交付期間の恒久化（現行40年間）をすること。
- 2 東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化や、周辺地域の意見を十分に踏まえ、大規模な太陽光発電や風力発電施設をはじめ、中小水力発電（出力1,000kW未満）の所在する市町村も対象となるよう要件の緩和
- 3 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金を、新エネルギー促進の支援策としてその財源を有効活用できるよう、対象や雇用義務などの弾力的な運用

【現状と目標】

電源立地地域対策交付金（移出県枠）については、平成21年11月の事業仕分けにおいて、火力発電に係る交付の比率が見直され、本県の限度額は、平成22年度の758,324千円から平成24年度では447,983千円まで、約40%もの大幅な減額となっています。

また、水力発電施設周辺地域交付金相当分（水力枠）については、本県の交付限度額は平成22年度の58,000千円から平成24年度には49,494千円へと、約15%の減額となっています。

電源立地地域対策交付金の移出県枠交付金においては、新エネルギーの発電施設は対象外です。また、水力枠交付金は、出力1,000kW未満の施設が所在する市町村は対象外になっています。

発電用施設周辺地域企業立地貸付基金は、電源立地地域対策交付金交付規則において「事業地域に立地する企業に対する設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業」と規定され、これまで25件（貸付総額8億9千万円）の貸付を行いました。

しかしながら、景気が低迷し、中小企業の設備投資意欲が低いことに加え、低金利で類似の貸付制度が存在している中で、現行制度は3人以上の雇用義務を課しているため、平成9年5月を最後に実施されていません。

【本県の取組と課題】

本県の川越火力発電所は、燃料にLNG（液化天然ガス）を使用しており、環境への負荷が少なく、効率も高い火力発電所であると認識しています。

また、水力発電施設が所在する地域は、その多くが山間地域にあり、過疎化や少子高齢化が進み、水力枠交付金は地域振興のための重要な財源となっています。

高効率な火力発電の重要性が勘案されるとともに、電源立地地域の意見が十分に踏まえられ、従来からの交付水準を維持・改善、及び交付期間の恒久化をすることが必要です。

5.3 多文化共生社会づくりの推進

(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するための、外国人全般の受入の方向性を含めた基本理念と施策の中長期的な方向性を示す大綱等の策定
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税措置以外の交付金、補助金等による財政支援制度の創設
- 3 ふるさと雇用再生特別基金などで実施してきた、外国人住民の安定的な就業に結びつけるための日本語学習支援や定住環境整備等を継続するための制度の創設

【現状と目標】

国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」は、日系定住外国人に限定した取組を示すにとどまっており、中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、及び日系定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を確立する必要があります。

また、外国人住民が集住する市町に対しては特別交付税が交付されますが、現在の多文化共生社会づくりに関する取組への財政的支援はまだ不十分であるとともに、県への財政的支援はなされていません。

人口減少と高齢化が進む日本では、今まで外国人労働者が担ってきた役割は、今後一層必要であり、言語や文化が異なる外国人住民が地域社会でともに暮らすためには、長期的な視点から安定的な就業に結びつけるための定住環境整備の充実が不可欠になります。

外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされてきましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があります、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。

【本県の取組と課題】

外国人住民、NPO、企業、市町など多様な主体との連携強化を図るため、「三重県多文化共生推進会議」を設置し、情報共有や意見交換などを行い、課題に関する認識の共有や今後の取組方向についての検討を行っています。

また、市町中心の多様な主体のネットワークの構築・強化に取り組むとともに、課題解決に向けたモデルケースの構築・普及などに取り組み、市町の主体的な取組を促進するための環境づくりを行っています。

外国人の就労支援については、「三重県ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、就職のための日本語教室の開催や多言語での情報提供を実施していましたが、県単独事業で継続的に事業を実施することは困難な状況です。

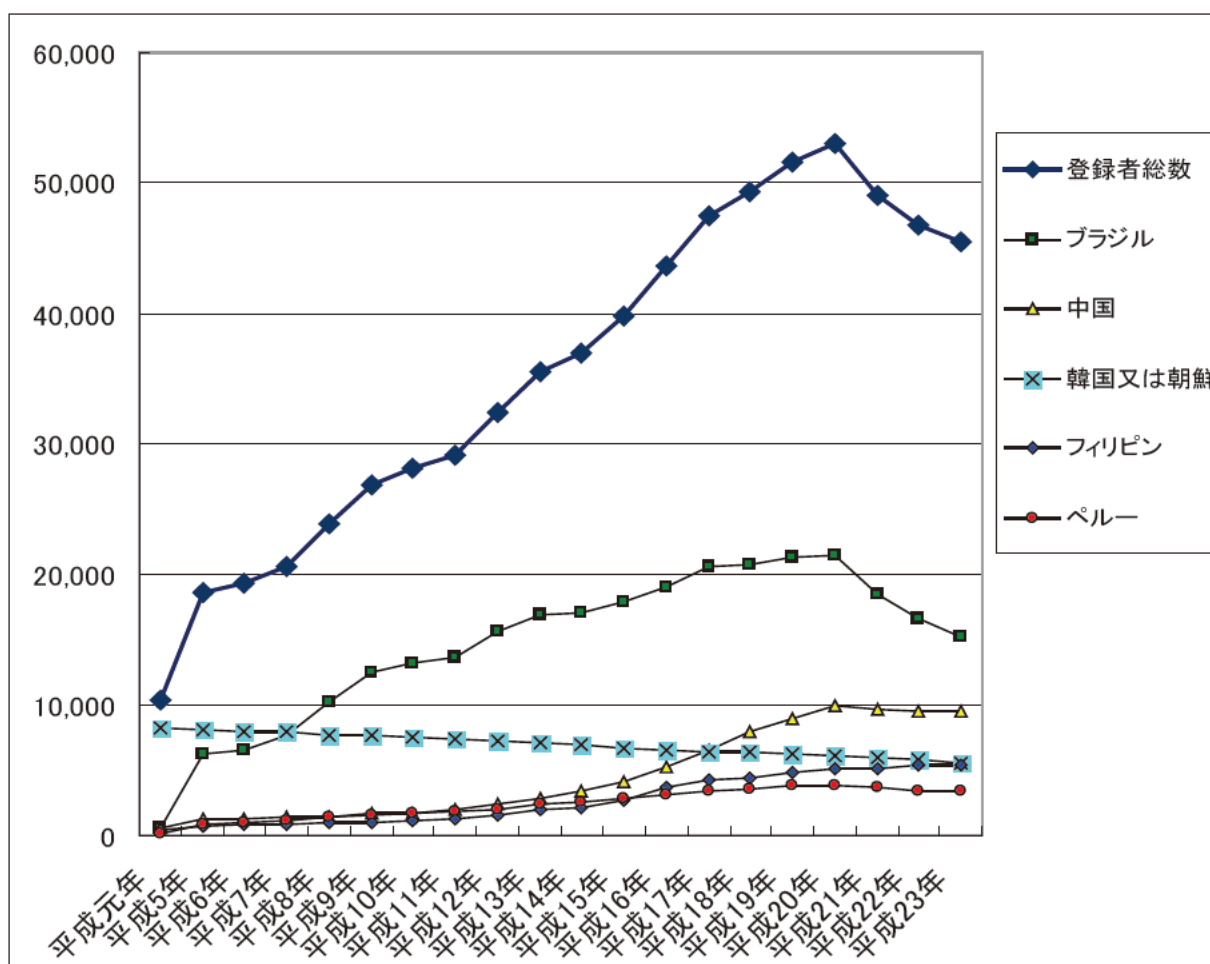
三重県の外国人登録者数は、46,475人(平成22年末)と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。近年の経済環境の悪化や定住化の進展など、外国人住民をとりまく環境は大きく変化しており、外国人住民の抱える課題も多様化しています。こうした諸課題の解決には、多様な主体と連携して取り組み、外国人住民の地域社会へ参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

都道府県別外国人登録者数の割合（平成22年末）

順位	都道府県名	外国人の割合	外国人登録者数	日本人の人口
1	東京都	3.18%	418,012人	13,162千人
2	愛知県	2.76%	204,836人	7,408千人
3	三重県	2.51%	46,475人	1,855千人
4	大阪府	2.34%	206,951人	8,863千人
5	岐阜県	2.33%	48,461人	2,081千人
全国計		1.67%	2,134,151人	128,060千人

（出典：在留外国人統計 法務省）

外国人登録者数の推移（三重県）



（三重県多文化共生課調べ）

5 4 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の充実強化及び地方自治体の人権教育・啓発の取組を着実に進めるための人権啓発活動地方委託事業予算の増額（平成24年度予算15億円以上）
- 2 さまざまな人権侵害の現状を踏まえた、実効性ある人権救済制度の早期確立及びその実施における地方自治体等との連携・協力体制の構築
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策の実施

【現状と目標】

偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決に向けて、国と地方自治体が連携を密にするとともに、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を各地方自治体が主体的に取り組むことが必要です。

現在、新しい人権救済機関の設置にかかる検討が行われているところですが、実効性ある被害者救済制度の早急な確立が必要です。また、被害者救済の実施にあたっては、地方自治体等との連携・協力体制の構築が不可欠です。

インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性を踏まえ、速やかに書き込み等を削除することを可能とする、法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

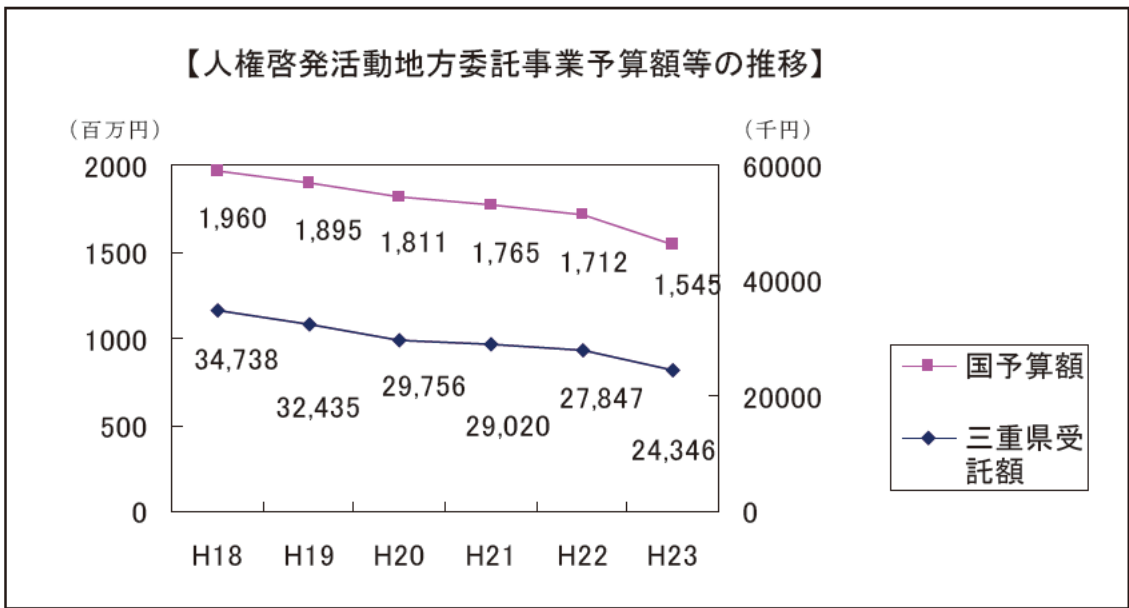
本県では、国や市町を初めとしたさまざまな主体との連携・協力を通じて人権施策を総合的に推進することにより、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会を目指します。

【本県の取組と課題】

本県では、自らの人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう人権教育・啓発活動を推進しており、特に啓発活動においては、国地方委託事業による市町再委託制度と併せて、県単独補助金制度を設けていますが、委託額の減少に伴い、市町も含め、啓発予算の確保が困難な状況にあります。

人権侵害に対する被害者救済に関して、本県では県人権センターに人権相談窓口を設け支援を行っていますが、国が定める救済制度のもと、市町や民間の相談機関等とも連携して被害者救済が推進されていく必要があります。

インターネット上の人権侵害に対して、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やボランティア養成講座等の人材育成支援を実施していますが、差別的な書き込み等は依然として発生していることから、利用者への情報モラル教育とともに実効性ある救済制度が必要です。



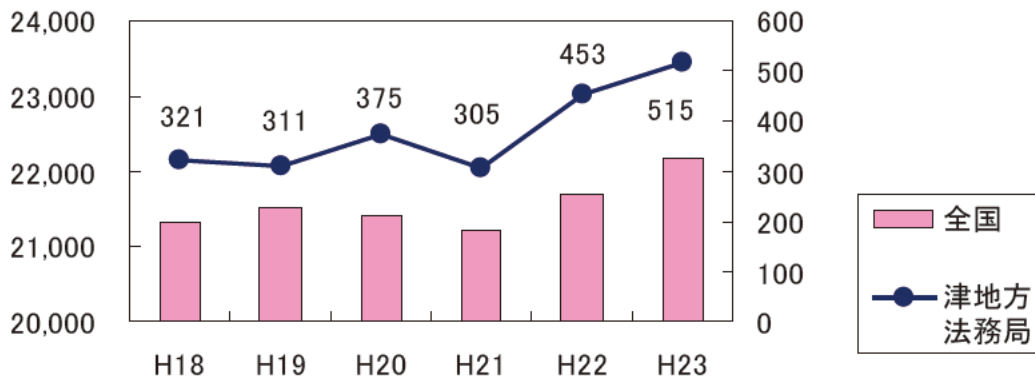
三重県民人権講座



みえ人権フォーラム



【人権侵犯事件の新規受理件数】



資料「法務局及び地方法務局管内人権侵犯事件の受理及び処理件数」

5 5 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準について、40人から35人への引き下げ
- 2 三重県が先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、学校が抱える個別課題に対応するための加配定数の維持・拡充

【現状と目標】

平成22年8月に示された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」では、平成28年度までに小中学校の全学年で35人学級を順次実施し、平成29、30年度には、小学校1、2年生で30人学級を実施することとされてきました。

この35人学級編制については、小学校1年生では実施されたものの、小学校2年生は、加配定数を活用した36人以上学級の解消にとどまり、小学校3年生以降の取扱いは未定となっています。

児童生徒の実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進するためにも、小学校2年生以降の学級編制の引き下げについて早期に全体像を示し、計画的な実施が必要です。

また、各都道府県において先行実施している少人数学級編制や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、個別課題に対応するための加配定数の維持・拡充についても必要です。

【本県の取組と課題】

本県においては、平成15年度に小学校1年生を対象とした30人学級(下限25人)を県単独措置により実施し、その後、小学校2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)と拡充してきました。

こうした中、平成23年度に実施された小学校1年生の35人学級編制では、従来の加配定数が24人削減され、一方、平成24年度の小学校2年生の36人以上学級の解消では、14人の増が認められました。

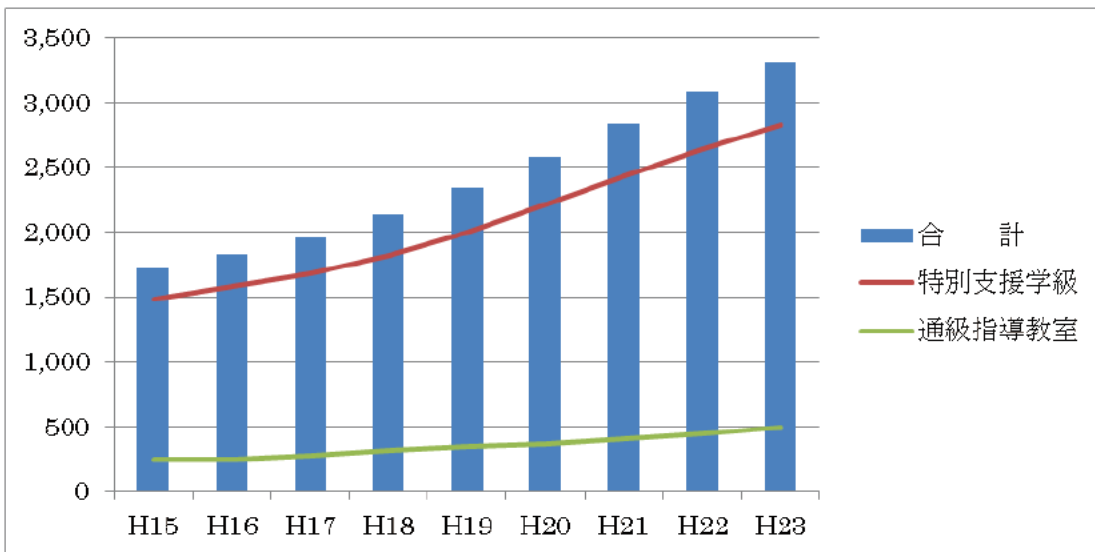
加配定数が大きく増減する状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難となっています。

また、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する外国人児童生徒に対しては、国加配とともに県単独加配を配置しており、増加しつつある個別課題に的確に対応するためには、加配定数の維持・拡充が必要な状況です。

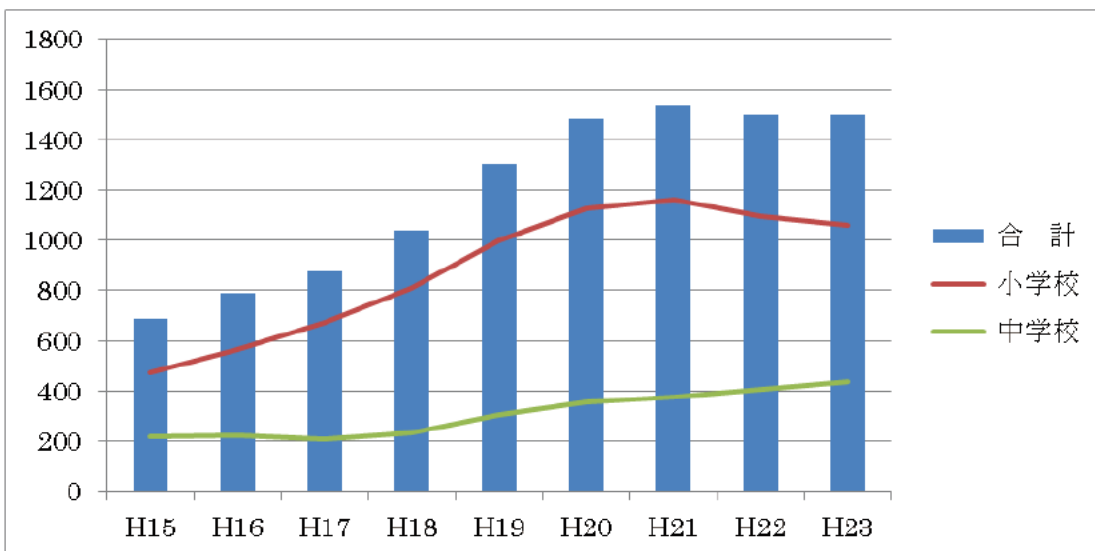
本県における少人数教育の取組

年度	取組概要	
	少人数学級	少人数授業
H15	小1・30人学級(下限25人)の実施	加配定数・非常勤の配置
H16	小2・30人学級(下限25人)の実施	
H17	中1・35人学級(下限25人)の実施	
H18	中1の他学年等への振替可	
H19		
H20		
H21		
H22		
H23	小1の35人学級編制の実施	
H24	小2の36人以上学級の解消	

本県における特別支援学級等に在籍する児童生徒数（毎年5月1日現在）



本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数（毎年9月1日現在）



56 TPPへの慎重な対応

(内閣官房、農林水産省、経済産業省、外務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定について、関係国からの確に情報収集を行い、わが国の産業・経済、地方に与える影響や、関係国との事前協議の状況などの情報を、具体的に分かりやすく国民に提供することで、交渉参加に関する国民的な議論を進めること。特に、国民はもとより地方自治体等から示される疑問や懸念に対しては、十分な理解が得られるよう丁寧に答えること。
- 2 交渉参加の判断にあたっては、様々な課題がある中で、それらにどのように対応していくのか具体策を明らかにしたうえで、国民の理解と合意を得ることが不可欠であり、拙速に交渉参加に踏み切ることのないよう、慎重に対処すること。

【現状と目標】

TPP協定については、昨年11月に首相が表明した「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との方針を受けて、本年2月以降、政府による関係国9か国との事前協議が本格的に進められています。

事前協議の開始から3か月あまりが経過し、この間、国は、国民への情報提供をはかるため、全国主要都市でのシンポジウムや都道府県等と連携しての地方での説明会などを実施してきました。

しかし、その内容は、経済連携の取組の現状や交渉参加に向けた課題の提示、事前協議のアウトライン等の説明にとどまっており、TPPの影響やそれに対する具体的な対策、事前協議の中で問題になっていることなど、国民が本当に知りたい情報が十分に提供されているとは言えず、国民的な議論が深まっていない状況です。

例えば、国は、「TPPの懸念点として指摘されていること」として、農業の衰退や自給率の低下などの6つの項目を掲げていますが、そのことに対する今後の見通しや影響がある場合の対応策などの詳しい説明がありません。

また、「わが国として、最終的にはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現をめざすとしている中で、主要貿易相手国である中国や韓国が参加していないTPPになぜこだわるのか」といった疑問や、「経済連携の手法として、中国や韓国、EU、ASEANなどの国・地域とのFTAやEPAがより有効であり優先して取り組むべきではないか」といった指摘などについても、分かりやすく答えていく必要があります。

全国知事会では、昨年10月に「TPPに関する交渉内容と国への確認事項」を取りまとめ、関係省庁に提出し回答を求めましたが、現在も明確な回答はありません。

【本県の取組と課題】

県民の皆さんへの情報提供を進めるため、本年3月21日に、内閣官房と連携しながら、県の主催により、公開セミナー「政府にきくTPPで何がかわるのか」を開催し、200名を超える県民の方々に参加していただきました。参加者からは、TPP協定の交渉参加、国の対応等について、さまざまな疑問や指摘が提示され、県民への一層の情報提供や全国知事会等との連携による国への働きかけが求められています。